

鎌倉・南北朝時代における少弐氏の所領

川添, 昭二
九州大学九州文化史研究施設

<https://doi.org/10.15017/7178525>

出版情報：九州文化史研究所紀要. 11, pp.65-113, 1966-03-31. Kyushu Bunkashi Kenkyusho, Kyushu University
バージョン：
権利関係：



鎌倉・南北朝時代における少弐氏の所領

川 添 昭 二

目 次

一、は	し	が	き	四、肥	前	国	附対馬島
二、筑	前	国	五、肥	後	国	附日向国	
三、豊	前	国	六、小		結		

一、は し が き

九州中世の歴史を研究する場合、いかなる分野を研究するにせよ、少弐・大友・島津の三守護家について、十分な考慮を払わなければならない。その際、大友氏については大友文書というまとまった文書もあり、更には田北学氏の努力による編年の『増補訂正編年大友史料』がほぼ備わっており、『大分県史料』も刊行されて大友氏研究は極めて便利になっている。事実、諸先学の秀れた研究は踵をついでいる。島津氏についても、早く大日本古文書に『島津家文書』二巻が収められ、九州史料叢書の一つとして『薩藩旧記』が統刊されており、また鹿児島史料集には島津氏の一族山田氏の『薩摩国山田文書』が収められていて、島津氏研究には多大の便益を与えている。公刊および未公刊を含め、まとまった史料が存在するという事が大きな推進力になって、島津氏およびその周辺の分野に関する秀れた研究は数多く積み重ねられている。

鎌倉・南北朝時代における少弐氏の所領（川添）

少弐・大友・島津三氏に対する研究の必要性は早くから認識され、大友・島津両氏に関する研究は愈々精密化しているにもかかわらず、少弐氏の研究は、鎮西奉行の問題と鎌倉時代の守護職、および蒙古襲来について関説された以外専論もなく、殆んど手がつけられていない。

従来の郷土史家による研究も、「少弐の五資と其の墳墓」に関する研究や（武谷水城、筑紫史談第八集、大正五年二月）、資頼の歿年に関する考証（大熊浅次郎、同誌第七十五集、昭和十四年九月）、少弐氏同族会の要請になる祖先顯彰（筑後六卷所収「古賀家譜」昭和十三年）が試みられている程度であり、非常時局認識からする、元寇時における少弐氏の勲功顯彰が昭和十年代若干のパンフレットになつて刊行されているのを見る位である。

このような少弐氏研究の手薄さの最大理由は、何といつても少弐氏に関するまとまつた史料が全くなかつた事にある。然し、竹内理三先生の編集になる『大宰府史料』の刊行は、少弐氏関係の史料をも概ね網羅し、最早少弐氏研究を等閑に附する理由を見出し得なくなつたといつてよい。

勿論、少弐氏関係残存史料の性質は、大友・島津のような家伝来の一貫した文書ではなく、あくまで「残存」「関係」史料に過ぎないので、概ね印行されたとはいへ、研究方法上、前二氏とは比較にならない大きな制約がある。

このような制約は筆者の無能力をますます救い難いものにするのは判り切つているが、少弐氏研究の一部にでも迫り得れば、九州中世史研究に一素材を加え得るかも知れないと思ひ、一先づ十三、四世紀の少弐氏研究をとりあげ、一、大宰府守護所の問題、二、鎌倉・南北朝時代の守護職、三、鎌倉・南北朝時代の所領、の三側面からする討究を構想し、二に関するものとして九州史学24号・25号に「南北朝時代における少弐氏の守護代について」を掲載した。本稿はこの小文と一連の個別作業であり、併せて諸先学の御批評を仰ぎたい。

当面の問題として本稿は、伝統的な守護体制の地盤の上に守護領国制が形成されたと概括的に論ぜられて、まだその具体的検討を經ていない少弐氏に関し、特にその所領に經濟的基盤の問題をとりあげて若干の考察を加え、然る後、

大友・島津両氏との領国支配の構造差、ひいては九州をひつくるめて、畿内地方に対する相対的評価をなし得るよう、いくらかの素材を提供する事を目的としたい。ただ先にのべたような制約から、些末な事実確認の牽引的作業に終始せざるを得ない次第である。少弐氏^①は武藤資頼の鎮西奉行就任以来、建久八（一一九七）年の鎮西奉行から各国守護への分化という鎌倉幕府の九州地方支配体制の変化に伴なって（石井進「大宰府機構の変質と鎮西奉行の成立」史学雑誌六八編一号）、筑前・豊前・肥前のいわゆる前三箇国守護職に補任され、一時筑後を兼帯し、杵岐・対馬の二島を併せる地位をもちながら、北条氏一門の進出に伴なって結局筑前・二島の保持へと守護国は減少し、幕府の九州地方の支配体制に占める少弐氏の地位は時代を経ると共に逡減していった。

南北朝内乱期における少弐氏の守護職補任については別稿で述べた通り（九州史学^②、筑前を中心に、豊前・肥後・対馬に守護職を有していた。筑前は父祖以来の伝統的地盤を有する国であり、豊前は一時守護職を有していた所で、北条氏一門の進出を機として手離していたのであるから、いわば一種の回復地である。肥後は主として南軍攻撃の戦略的立場からする新補の国であつたと思われるが、守護領形成の上からは後述のように、相当着実な経営を進めていた。杵岐は守護職補任の明証を欠くが、対馬は鎌倉以来の守護体制を基盤に守護代宗氏を通じて一円的支配を強化していた。戦国時代少弐氏が内氏との抗争を継続し得たのは対馬を背景にしていたからである。

少弐氏の所領・所職^③の所有形態については、鎌倉・南北朝時代共に具体的に解明し得るような史料には恵まれない。なかでも少弐氏所有の所領・所職の全体を示す史料は皆無に近く、武藤系図に伝うる、武藤資頼が岩門少卿原田種直跡三千七百町を拝領したという記事も、これを確実に傍証する史料はない。鎌倉末期・南北朝初期の少弐氏の所領の全体を推知できるものとしては、筑紫古文書追加に収むる左の正平七（一三五二）年の少弐貞経の本領注文が唯一のものである。

大宰筑後左近将監入道宗祥申亡父筑後入道妙惠本領注文事^{（貞経）}

鎌倉・南北朝時代における少弐氏の所領（川添）

鎌倉・南北朝時代における少弐氏の所領（川添）

一 筑前国守護職
（行力）

遠賀庄 宗像西郷

夜須庄 原田庄

一 肥前国

与賀庄 千栗

対馬島

一 遠江国

一 宮庄

右注文如件

正平七年正月十六日

この注進者宗祥は貞経の嫡男頼尚ではなく、左掲筑紫古文書の次郎資経に当るのではあるまいか。

譲与 次郎資経

筑前国夜須西郷地頭職、同国安岡名地頭職、遠江国一宮太田郷内一藤名地頭職

右地頭職等者、所譲与資経也、領掌不可有相違之状如件

建武三年二月五日

（貞経）
沙弥妙恵在判

系図類に貞経の次郎に資経なる者は見出せず、武藤系図にも、「資経左近将監同」として系属不明の書き方である。
（統群書類従第六）
輯上、三二一頁。右二文書の関係からしばらく宗祥を資経の法名としておきたい。

右の本領注文は貞経の子息宗祥が亡父貞経から譲られた所領に重点がおかれているのであるから、他の子息への譲

与分は記載されていないと考えられるので、必ずしも貞経の所領の全貌を伝えるものではあるまい。またそれも一庄名を挙示しているだけで、それぞれの庄における権益の具体的な在り方についても明確でない。

鎌倉末期・南北朝初期における少弐氏本宗の貞経の所領については概要右のようなものであったが、南北朝時代少弐氏本宗として活動の事蹟を最も多く遺す貞経の嫡男頼尚の所領はどうであつたらうか。

頼尚の所領については、これを一括揭示し得るような譲状や本領注文のたぐいが全く無いので、中央政権の分裂對抗乃至協同連合の政情変化の過程において行なわれる所領授与・寄進等の関係史料から、頼尚の跡職の形で複原されるものを、後の記述の便に供するため、その概略を標示すると次のようになる。

少弐頼尚の所領概表		出	典
在	所		
筑前国遠賀庄		大友文書観応二年十一月二日足利尊氏下文	
宗像西郷		” 文和三年二月十二日仁木頼章施行状	
夜須庄内田地伍拾町		” 観応二年十一月二日足利尊氏下文	
上座郡		造領記(太宰管内志) 観応二年二月二十五日一色範氏寄進状	
嘉麻郡河崎村		大友家文書録文和二年十二月二十五日足利尊氏御判下文	
		宗像文書文和元年十一月二十二日將軍家御教書	
豊前国黒田庄		大友文書文和三年二月十二日仁木頼章施行状	
中津郡大豆俵村		出光佐三氏現藏文書康安元年八月五日少弐冬資寄進状	
肥前国与賀庄		大友文書正平六年十二月十九日足利義詮御判下文	
対馬島		嚴原藩八郡御旧判写建武三年四月五日少弐頼尚書下、その他	
肥後国山鹿庄		島津文書観応三年四月二十五日一色範氏宛行状、薩藩旧記前編二十一樺山文書応安二年八月日樺山明見(資久)申状、同八年六月七日島津氏久拳状案	

<p>“ 永吉庄</p>	<p>相良家文書 建武五年八月日相良定頼申状案 重忠状 興永二年壬四月二十八日相良祐長 康永四年十一月日稅所宗円申状案 (年月日欠) 相良定頼並一族等所領注文</p>
<p>日向国真幸院引田</p>	<p>相良家文書 (年月日欠) 相良定頼並一族等所領注文</p>

本領注文の性格が前述のようなものであるから、その注文にないものがこの表にあるからといって、それを直ちに頼尚新附の所領であると速断はできないが、豊前・肥後の所領は概して新獲得のものと考えられるから、南北朝時代頼尚の時になって、九州管内兼任守護国の増加に伴ないその所領も増加しているとみられる。

前掲少貳宗祥の亡父貞経の本領注文および頼尚の所領概表を手掛りにしながら、鎌倉・南北朝時代における少貳氏本宗の所領について国別・庄園別に検討を加え、併せて少貳氏一族の両時代にわたる所領所有の形態に及び、少貳氏の領国支配の基礎構造の究明に迫りたい。

註

- (1) 少貳を姓として使用し、またはそう認識され始めたのがいつであるかは明らかでないが、本文では資頼が大宰少貳に任ぜられた嘉祿二(一二二六)年十月三日(明月記)を一応の目安として、それ以前を主として武藤、それ以後を少貳と区別して書いた。
- (2) 「所領」について規定をしておくべきであろうが、黒田俊雄氏のいわゆる「現地で土地と人民とを直接的に掌握・支配する農奴制的なものから、単なる地子取得権や職掌に伴う得分権までを含めて、地代收取を基本とする私人の家産」(岩波講座日本歴史) 中世2、二七〇頁) という広義の規定を準用したい。

二、筑 前 国

1、遠賀郡遠賀庄 同庄について言及された先学には長沼賢海氏がある(『松浦党の研究―北九州海賊史―』一七六―一八頁)。少貳氏の同庄に対する関係は、残存史料間の時間的なへだたりが余りに大きく、長沼氏の推定にほぼ従うよりほかはないが、同氏の

見解に若干の私見を加えて後考に俟ちたい。

(一)少式宗祥の本領注文という貞経の本領遠賀庄は、いわゆる山鹿庄の一部、もしくは同一視されたものではないか。

(二)山鹿庄は平家与力人山鹿秀遠跡の没官領で、鎌倉時代九条家領であつたらう。(三)遠賀庄は九条家を本家に仰ぐ遠隔地庄園で、その地頭は少式氏、地頭代は麻生氏であつた。両者の間は守護(地頭)↓地頭代として封建的関係が志向されたが、麻生氏海賊としての生長、在地封建領主制の進展につれて、筑前守護少式氏に対する相対的独立性は強化され、南北朝時代における少式氏の麻生氏に対する軍事的依存度も相対的にたかまつた。(四)中国古銭の発掘や(『改訂増補遠賀郡誌』上巻五〇二頁)、十五世紀ではあるが宗氏の家臣齋藤氏の所領が山鹿庄折尾郷に存在するところから遡推して(対馬嚴原町齋藤、長樹氏所蔵文書)、少式氏の対外貿易面における一拠点としても、遠賀庄の存在価値があつたのではないか。ともあれ、在地性を十分に獲得し得なかつた為の権力構造の脆さと、宗氏を背景として戦国時代迄存続し得たという、少式氏における矛盾した関係が、遠賀庄に対する権益関係のうちにも具現しているように考えられる。

2、宗像郡宗像西郷 宗像西郷は現在福岡町に編入されており、西郷川にのぞんで上西郷・下西郷に分かれています。少式氏本宗と宗像西郷との関係を語る史料はもとより、宗像西郷そのものに関する史料は極めて乏少である。少式氏が宗像西郷に権益を有するようになったのが、貞経以前どれ程遡り得るものか定かでないし、文暦二(一二三五)年九月十七日関東御教書案(宗像神社文書)に、西郷沙汰人が本木保内の田畠を押領している事がみえ、西郷に沙汰人が居た事は判るが、少式氏との関係を示す史料は無い。

北九州の場合「沙汰人」は平家没官領におかれている事例が多く(吾妻鏡文治元年十二月六日条)、源平内乱期までの宗像社家が本家八条院の下に平氏の直接支配を受けていた事を併考すると、ここにいる沙汰人も或はこの種のものかとも考えられるが、確証を得ない。宗像東郷野坂庄では、庄の管理機構は、惣公文・惣地頭代↓沙汰人↓名主の構成をとつている(宗像神社文書承元四年九月卅一日惣公文・惣地頭代連署下文)。西郷でもほぼ同様の構成であつたらうが、少式氏の位次は確認できない。

西郷と少弐氏との関係を幾分でも示唆するのは宗像神社文書文永十二（一二七五）年二月三十日の六波羅御教書であろう。即ち、宗像社大官司代隆恵の訴うる宗像西郷住人手光小太郎兵衛入道礼念の同社神人打擲刃傷について、清祓を遂ぐべき事を礼念に触れるよう大宰少弐入道資能に命じたものである。

この事から、少弐氏が宗像西郷に權益を有するようになったのを、資能の代まで遡らせる可能性を考えるのは強弁であろうか。宗像東郷には既に承久年間から少弐一族の領主化の明証があるのも参考とされよう。少なくとも筑前守護として資能が自己の管轄内住人の社家に対する狼藉を停止するよう命ぜられた事は疑いあるまい。

この事と関連して、宗像社領への守護使の入部・検非違所糾断の事について、社家側は文治年中から守護使不入部の下文を得ていると称しているが（宗像辰美氏所藏文書弘安八、元久元（一二〇四）年十二月三日・建保五（一二二七）年七月二十八日幕府から不入の下知を得ている事は確かである。建長四（一二五二）年十月二十六日筑前守護少弐資能宛関東御教書案・同五年十二月二十七日六波羅施行状によると、「近年令乱入」とあり、幕府はその停止を資能に命じたのである。

宗像西郷における少弐氏本領の存在、建長元（一二四九）年における資能の子為頼の宗像東郷土穴・稻本・須恵三箇村名主職補任、少弐氏本宗と為頼系少弐氏との緊密な族的関係等の有機的な関連の下に右の事実を照合すると、筑前守護少弐資能の守護使の宗像社領への「乱入」は、極めて政治的現実性の強いものであったといえよう。

資能から中二代を経た貞経の本領として注進された宗像西郷は、嫡男頼尚に伝領され、観応二（一三五二）年十一月二日には、遠賀庄および豊前黒田庄と共に、勲功賞として足利尊氏が大夫氏泰に与えたものであるが（大友文書）、果して大夫氏が同地に現実の当知行を貫徹し得たものか、頗る疑わしい。

宗像大官司氏俊は、応安六（一三七三）年九州探題今川了俊に、少弐冬資（頼尚の子）が宗像庄内曲村地頭職を押し、同社領平等寺村の下地を違乱し神役が闕怠する事を訴えており（出光佐三氏現藏文書同年七月廿九日・宗像神社文書同年九月廿八日今川了俊書下）、南北

朝時代宗像社領における少式氏の實力支配は寧ろ拡大化の方向をとっている。

この傾向は頼尚の時に強化されたようである。頼尚は宗像西郷を中心に附近の在地領主把握に能動的であつたらしく、大穂村の大穂又五郎の如き、少なくとも与力の輩であつたとみてよく、或は既に頼尚に対して被官化していたのではないかと推測され(出光佐三氏現藏文書文和元年十一月將軍家御教書)、筑前御家人を称する朝町氏の朝町彦三郎も頼尚から豊前の志生木田十五町を給付され、被官化していたのではないかとの痕跡がみられる(豊前興國寺文書)。

宗像西郷の規模や支配様式、少式氏の位次等については、右のように、結局何一つ確かな事は言えないが、少式氏一族が同じ地域である宗像東郷に所領を有して、在地領主としての生長をとげており、少式氏本宗の所領に近接してその一族が領主制を展開しているのは注目すべきである(この事は所領の分割相続制と関連あるものではなからうか)。少式氏本宗の宗像西郷に対する在り方を考えるのに参考となるばかりでなく、少式氏全体の動向を把握する上にも欠く事ができないので、以下それについてふれてみよう。

筑前宗像社領土穴・須恵・稲本三箇村は宗像東郷内に属し、十一世紀末から十二世紀中期にかけて氏高・氏房によつて同社に寄進されたものである。右三箇村に関する史料が集中的に残つているのは、石井進氏の、荘園としての宗像社の五期分類に従うと(「四世紀初頭における在地領主法の一形態」(自)「正和二年宗像社事書」おぼえがき)中世の窓1・2・3)、第四期の宝治元(一二四七)年から乾元元(一二三〇)年に及ぶ五十余年間の期間に属し、本家職は後嵯峨院↓大宮院↓龜山院↓禅林寺と伝領され、領家職は西園寺実氏↓讃岐守惟朝臣、預所職は正嘉から文永迄橘氏であつた。

この土穴・稲本・須恵三箇村の名主として先ず姿を現わすのは、建長元(一二四九)年九月十七日西園寺実氏家の政所下文で、同名主職に補せられた右兵衛尉藤原為頼である(宗像神社文書)。この為頼は後にいう武藤六郎兵衛入道覚然である。またここという名主職は、後に「武藤孫太郎経頼遺領筑前国土穴村地頭職」などと称せられている所からして(宗像神社文書建武四年七月十六日一色範氏奉書)、いわゆる小地頭職のたぐいで、宗像社家の「惣領主地頭職」におおわれるものであつた。

この覚然の系譜を探り得るのは宇佐到津文書である。筑前国立岩別符は宇佐宮領として同宮擬大官司清輔重代相伝の別符であるが、鎌倉末期に武藤浄念の押領が行なわれて両者の間に争論が展開された（該項）。この事を記録した到津文書から、浄念前後の系譜を、覚然―浄念―経広と跡付ける事が出来る（正和二年十月十二日鎮西下和状案、同十二月廿六日鎮西御教書案、正和三年三月十一日鎮西御教書案）。

覚然は浄念の実名比定、浄念と経広の関係から推して資頼の子為頼の法名と考えられる。子息武藤五郎左衛門入道浄念は、弘安九年閏十二月廿八日の比志島文書に蒙古合戦勲功賞を「為宗人々」の一人として豊前々司景資跡の肥前国那久野村（名護屋）地頭職を拝領した武藤五郎左衛門尉経平法師その人であろう。

覚然（為頼）系は尊卑分脈には見えず、武藤系図（統群書類従第六、資頼三男、左衛門、経広能登守、貞広、能登彦四郎建武討死、頼兼左衛門と）に為頼、経平、左衛門、経広能登守、貞広、三年三月一日諸

岡原、頼兼左衛門とされている。
覚然は土穴・稲本・須恵三箇村を宗像社に寄進した氏高の六代の末孫氏忠の妻張氏（宋人の女）の養子となつて承久二（一二二〇）年、その自筆讓状を以て三箇村を讓与され、張子の子息氏重が代官職を宛て給された。少武氏一族の、所領・所職を帯して在地領主化し始めた例としては、現存史料に徴する限り、承久二年の覚然の場合は最も古い方に属し、それも宋人の女の養子になるといふ国際色をもつた猶子関係の設定である。

この覚然の猶子関係設定の意味は二つあろう。一つは覚然の側からみて、張氏の周辺には宋の綱首―豪商等があり、直接に對外貿易の利益追求に結びつくこと。他の一つは、後の覚然および覚然系に関する史料が「猶子」関係に重点がおかれているのではなく、右三箇村の名主「職」の相伝におかれている点から、張氏が筑前守護少武氏の最有力庶家たる武藤覚然に三箇村の名主職を讓与してその代官職を留保し、子息氏重に讓つて、事実上の所領の確保を圖つたものと考えられる。覚然が三箇村の名主「職」支配から封建的領主へ方向を志向する事は当然であり、事実支配を確保しようとする氏重との間に対立が激化するのには必然の趨勢といえよう。

その後右三箇村の代官職氏重は一腹の舎弟兵藤三郎を殺害して張氏から義絶されていたのに、承久二年五月の讓狀を謀書して、氏重後家尼・子息氏村・氏遠等が同村を競望するという一件が起り、結局、本所御成敗たるべきの条廠重という事で、預所橋以経の下文を以て覺然の知行が安堵された(宗像神社文書(文永五年)六月廿七日閩東引付衆連署下所橋以経下文、文永八年八月日橋以経下文)。

然し覺然の有する名主職は必ずしも安定したものでなく、常に宗像社家側の領主制の展開にまきこまれる弱さを持ち、また社家側神官僧侶の社領支配の規制も免れ得なかつた。文永九(一二七二)年九月、名主武藤木工助入道(4)(覺然)が、大治年中における氏房の第三太神官長日不断香油料所としての須恵村寄進の鉄叢率法に不法を現わしたという事で、同官神官僧官御燈衆等の結束によつて、名主職を御使池田左衛門尉兼頼に改替されている(宗像神社文書)。

この事は武藤覺然が伝統的な社領名主ではなく、その名主職も在地性より得分權的要素が濃厚で、得分収取に依拠する所から、在地に対してはかなり浮いた立場にあり、社家側の「社家一向進止」の社領拡大の力に対して脆弱であつた所に起因するものと解される。それ故に、それらの弱さを中央の領家と結びつく事によつて解消しようとするのは当然であろう。

はたせるかな、その後同氏は再び領家の保証を得て再び名主職を獲得した(同社文書正応三年七月廿三日讚岐守惟宗朝臣下文、同廿三日預所沙弥某施行狀)。重代相伝の私領である赤馬院内須恵三郎丸田畠屋敷等は頼俊を経て経俊へと伝領され(同社文書元応三年二月、十五日藤原経俊讓狀)、土穴は経頼へ、稻本は武藤窪左衛門次郎頼兼へと伝えられ、同社が得宗領になるとその支配下に組み入れられた(同社文書元亨二年五月一日得宗公文所下知狀)。南北朝時代に入ると、土穴・稻本・須恵三箇村は為頼系の分出一族によつて支配が続けられていつた。

岩門合戦における事蹟からみても為頼系が本宗の惣領制的一族支配に対して順応的であつた事は明瞭であるが、南北朝時代為頼系の向背を語る直接史料には恵まれない。

3、夜須郡夜須庄

和名抄には夜須郡は東西とあり、筑前国統風土記卷之十は「今も栗田より東を東郷といひ、

西を西郷と称す」といつている。古文書の夜須郡関係の記事でも「筑前国夜須西郷之内清水寺村」(大宰府神社文書西六年九月十八日信堯)「筑前国夜須西郷小隈」(筑紫古文書追加文明十一年十一月十九日少弐政資安堵状)「夜須郡東郷ノ内郡司田耆町并今福ノ内立石谷六町」(大内氏実録土代文明十二年三月三日少弐政資安堵状)とあり、郡内は東郷・西郷に分かれていた。

少弐氏に関する夜須庄が西郷のうち何れに属していたのか、或は両郷にまたがついていたものか徴すべきものが見当たらないが、後掲の史料からみて、少弐氏の夜須郡内における所領は主として西郷に所見がある。

建長五(一二五三)年十月二十一日の近衛家所領目録に「庄務本所進退所々」として、筑後国三池庄の次に

同国 成楽院領
夜須庄 執行頼愉
知足院殿新立内

の記載がある。筑後に夜須庄をかけているのは、筑前の誤りである。これからみると、同庄は本所が近衛家で、知足院殿忠実の新立であり、しかも自ら庄務を進退しており、頼愉がその預所であった。夜須庄をめぐる近衛家と少弐氏との関係については、少弐氏関係の史料が南北朝時代に入らないと所見がなく、近衛家の史料は南北朝時代の同庄について所見がないので、不明というほかはない。

夜須庄について、『莊園志料』(下巻二)には「正平六年の文書に出でて、莊内に小田村あり、今東西小田村存して東小田は本郡、西小田は御笠郡に属す」として、西高辻文書貞和七(一三五二)年正月日大宰府安養院雜掌良賢申状、筑紫古文書追加正平七(一三五二)年正月十六日宗祥本領注文の二通の文書をあげている。

西高辻文書は、大宰府安養院当知行散在寺領のうち「一所 筑前国夜須庄内小田村」の安堵を請い、貞和七年正月二十三日足利直冬の安堵をうけたものである。これは足利尊氏が少弐貞経の戦死を悼んで、建武三(一三三六)年三月六日大宰府安養院に詣でて追善諷誦し、「以筑州小田郷在夜須郡永寄安養院」(歴代鎮西要略卷三)という事蹟に應ずるものである。少弐氏が夜須郡内に所領を有するようになったのは、少なくとも貞経の戦死以前からで、同年二月五日貞経が次郎資経に夜須西郷地頭職・筑前安岡名地頭職を譲与している事からも証せられ(筑紫十五)、尊氏の安養院に対する夜

須郡小田郷の寄進行為は、少弐氏の夜須郡内の所領を安養院に寄進していた在来の寺檀関係の再確認に外ならないであろう。直冬の安堵も、右の事実を基礎とする安養院の南北朝動乱に処して寺領を確保しようとする熱望に対しての確認・安堵である(肥前国与賀(庄の項併照))。

前表のように、観応二(二三五二)年二月二十五日、一色範氏は足利直冬および少弐頼尚を討たんとして、豊後国日田郡大原八幡宮に、兩人跡の夜須庄内田地五十町を寄進している(造領記八太)。兩人跡というものの、事実上は頼尚の所領であつたろう。夜須郡(夜須庄)内の地が貞経から頼尚および資経に伝領され、頼尚の所領規模が五十町を下らないものであつた事が知られる。

更に宇佐湯屋文書によると、永徳二(一三八二)年五月三十日、頼尚の孫頼興が豊前国下毛郡深水庄の住人深水修理亮に夜須西郷内松原八町を宛行つているので、同地が頼尚から真資を経て頼興に伝領されていた事が判明する。本文書に信がおけるとすると、筑前国井原庄、筑後国乙王も少弐氏相伝の所領である。この文書は吟味の必要があると思われるので、『大分県史料』②第一部三一八頁によつて全文を掲げ若干検討を加えておきたい。

肥前国与賀庄内吉岡名拾貳町、筑前国夜須西郷内松原八町、同国井原庄内五町坪付有別紙、筑後国乙王拾町事、為給分所被宛行也、任先例、可致沙汰如件

永徳式
五月卅日

頼興(花押)

深見修理允殿

宛名の深見は、太宰管内志豊前之七、下毛郡深水荘の深水をとるべきではなからうか。豊後国宇佐郡深見庄に起きて深見氏を姓し、のち豊後八坂庄地頭職を得た八坂氏と紛らわしいが、同氏の秋吉系図(『大分県史料』⑩所収)にも該当者なく、地域からみても深水の方が妥当のようである。正和三(一三三四)年十一月十六日の鎮西御教書に、安心院新三郎入道淨妙と共に、鎮西探題北条政顕の命をうけ、豊後來繩郷内小野名に対する小田原宗忍の違乱を停めて、社家に沙汰付

けを行なった深水武藤三郎能氏(5)があり(永弘文書一七七八号)、その使節としての行動から御家人と判断されるが(到津文書一、深

水庄の住人深水氏が武藤を名乗っているのは注目をひく。
深水氏の武藤の名乗りを手掛りに、鎌倉時代少弐氏と血縁的擬制の関係を結んでいたのではないかと推測するのは不当であろうか。そのような関係を取り結ぶとするならば、資能の戦死する弘安四年六月以前の豊前守護在任の時代と目され、豊前守護―豊前御家人との管轄関係において、少弐氏の在地勢力把握と、御家人の守護勢力に対する政治的求心性との対応として現象したものといえよう。

『大分県史料』の頭注が注意しているように、本文書は写しでもあり、「研究を要する」ものであるが、本文書中にみえる肥前国与賀庄(同項参照)・筑前国夜須西郷は共に少弐氏相伝の本領であり、系譜上、その少弐氏の頼尚の孫に頼興があり、年次も該当するから、少弐頼興が少弐氏と血縁的擬制の関係をもっていたのではないかと推測される深水氏に、その本領内の地を宛行つたと目されるこの史料は、信憑性あるものと判断して差支えなからう。

応永二十七（一四二〇）年六月五日、少弐満貞（頼尚から中三代に次ぐ）が武藤白幡をして、遠江一宮大田郷一藤名地頭職と共に、筑前夜須西郷地頭職、同安岡名地頭職を安堵しているのは(筑紫古、文書)、先の貞経―資経の譲与関係の延長であらう。

戦国時代の夜須郡には大内氏の所領(山家庄、正任記文、明十年十月十三日)、雷山領(赤坂村参町、小地頭職、大悲王院、依井捌町、同寺文書弘治三、等が錯綜しているが、少弐氏に関しては、肥前綾部城主馬場頼周が大内方与同の筑紫満門を年九月廿三日同寺知行目録)等が錯綜しているが、少弐氏に関しては、肥前綾部城主馬場頼周が大内方与同の筑紫満門を誘殺した直後の大永四（一五二四）年卯月八日、少弐資元は小御門又次郎に対し、肥前国養父郡土呂木八十町の内四十町、筑前国夜須西郷の内末貞十二町、後藤分五町、同国穂波郡椋本十八町を宛行っている(歴世古、文書)。

4. 怡土郡原田庄 中右記大治四（一一二九）年五月十七日に「有陣定、是大弐卿申、鎮西御許山領原田庄、故江帥卿寄事、可被止哉否事云々」とみえる御許山領原田庄があるけれども(莊園志料は本庄を、筑前御笠郡に系く)、これは石清水文書尾欠

弥勤寺喜多院所領庄藪名田末宮別保等注進狀の筑後国の条下に書き出された「原田庄五十丁」と関連あるもので、ここで問題にしよとす筑前国怡土郡原田庄とは別箇のものである。

筑前国原田庄は筑前国統風土記卷之二十二怡土郡東村の条に、「又村の中にも原田種直の塚とてあり、此所を原田の庄といひ、此辺の数村を、すべて庄内といふ、其境内を庄内河内と云」といわれた糸島郡前原町一帯を指すものと思われる。

同庄関係文書の最古のものは次の前原町神在の藤瀬利治氏所蔵文書であろう。

奉寄

塔原寺観音堂免田耆町事

在原田御庄内飽田郷伍畠拾壹里參坪

右以当御庄田内、令奉寄意趣者、於当寺者、深山之上、為観音靈驗之砌、利益掲焉□、然而世已及澆季、致婦依之人、自然中絶之□、^(勉カ)為荒廢之地、住僧不安堵之由、有其聞、因茲以件免田、宛于修正二季彼岸、且招居僧侶、令勤行廢退仏事、且為奉析本家奉平、御庄内興福之由、限永年奉寄如件、^(一八二)

寿永元年十二月 日

大宰少貳兼地頭大蔵(花押)

(包紙)

(表) 「塔原寺観音堂御寄進狀四通」

(内) 「享保代治左衛門女房東村官司より来ル節

此書由緒有テ当家之持伝也

塔原寺東村官司之事也

鎌倉・南北朝時代における少貳氏の所領(川添)

藤瀬氏

本文書の伝来は包紙によつて知られる。問題はその真偽にあると思われるが、水崎雄文氏の仲介の勞によつて原本一見の機を得ながら、筆者の能力をこえる問題で容易にその真偽を判定できないのは遺憾である。本文書は原田種直の寄進状という所であるが、周知のように原田種直の自筆文書は他に全く所見がなく、先づ比較判定の便を得ず、つきつめて言えばこの文書の花押が種直のものであるかどうかとも疑問である。紙質・墨色はそれらしくもあるが、「大宰少貳兼地頭」というのがやや不審である。国司と地頭とを兼ねた自署の形式は平安末期には若干例を見得るから、それはよいとするも、「大宰少貳」に問題があるように思う。種直が権少貳に任じたのは正確な記録があるが（吉治承五年四月十日）、その後少貳に昇任したものでどうか、除目の記事は見当らない。吾妻鏡には「大宰少貳種直」と称しているが（元暦二年二月一日）、これは権を省いて略記したのではないかとも思われ、自署する場合「権」を省くものかどうか不審で、少貳正員に任じた記録を見ない現在、やはり疑問を感じる。原田庄附近は原田氏伝説で深くつまれており、庄内寺院が原田氏の崇敬と保護を得ていたという記録を残す事は寺門経営上決して不利ではなかつたらうし、偽文書作成の可能性は相当にある。以上、本文書の否定的側面だけを述べたが、実は真偽半ばする思いであり、すみやかに識者の御高教を得たい所である。なお本文書は『平安遺文』第十卷補一三七号に大蔵某寄進状として収めてある。

右文書の真偽は姑らく措くとするも、原田庄は原田氏関係の所伝が厚く、南北朝時代の原田氏流に関する正確な史料に徴するも、「岩間少卿種直跡三千七百町」（武藤系図）の中心部であつた事は否定できない。

原田庄を中心とする種直跡は、種直が平家に与党したため没官領として頼朝から武藤資頼に給与され、それが貞経の最も重要な本領原田庄としてその注文に書き止められたものであらう。

先の原田種直寄進状にみえる原田庄内塔原寺に関しては、同じく藤瀬文書に、永仁元（一二九三）年十月十四日の、同寺院主職安堵の少貳盛経書下があり、原田氏の寺領寄進による保護が事実であつたとするならば、その寺檀関係は

原田氏に替つた少貳氏に継承されたとみられる。少貳氏と塔原寺との保護関係は、同文書応永五（一三九八）年卯月二十七日少貳貞頼が、同寺開発免田參町を安堵している時迄明証があり、それ以後については一切史料を欠いている。ところで少貳氏と原田庄の關係を示す最古の文書は大悲王院（雷山）文書である。正嘉三（一二五九）年四月二十五日大宰少貳兼筑後守藤原朝臣資能は、原田庄内楠田寺の造管を僧舜幸に命じているが、この文書は資能一人の署名による下文の形式をとつていて、少貳氏が原田庄に対して實質的支配権を有していた事を示している。

以下経資―盛経―貞経を経て頼尚に原田庄が伝領された事を証する直接史料はないが、応永五年四月、頼尚の孫少貳貞頼が、原田庄楠田寺免田壹町余畠地等を代々支証のままに安堵し（大悲王院文書）、歳末の祈禱を命じ（同文書応永五年十二月晦日少貳貞頼卷数返事）嘉吉二（一四四二）年三月、少貳教頼が原田庄内木迫壹町三反余并段別諸濟物を先例にまかせて雷山中御坊に寄進し、政資がそれを再認しているのも（同文書同五日少貳教頼寄進状、文明五年八月廿八日少貳政資安堵状）、時代は下るが、少貳氏歴代の原田庄に対する權益を証するものといえよう。

この事實はまた同時に、少貳氏が代々楠田寺や大悲王院（更には先の塔原寺）等の有力支持者であつた事を示し、本領内における宗教施設への少貳氏の崇敬と保護を物語る（大悲王院文書永仁四年八月十六日、永仁五年十二月廿四日少貳盛経書下、同文書正和五年三月十九日少貳貞経施行状等参照）。

原田庄は原田氏の開発・経営のあとをうけ、大宰府・博多と近く、岩門と呼応し、肥前との連絡もよく、少貳氏の大宰府守護所総管者乃至筑前守護としての権力を支える経済的基盤としては、恐らく明証のあるものの中では筆頭に位しよう。景資反乱後、鎌倉時代筑前の最も重要な軍事拠点であつた岩門と少貳氏との關係が薄れてからは、同庄内に少貳氏の軍事施設が設営され、それが南北朝時代少貳氏の筑前における重要な軍事的拠点となつたであろう事は当然考えられる。

七月卅日凶徒等、寄来原田城之時、致合戦、被抽忠節之条、殊令感悦候、且其段可注進候、恐々謹言

二月三日

頼尚（花押）

鎌倉・南北朝時代における少貳氏の所領（川添）

鎌倉・南北朝時代における少弐氏の所領（川添）

重富次郎四郎殿

とあるのはこの事を証するものである（由比重富文書。なお徳永文書十一月廿七日得永助五郎宛少弐頼尚。感状および由比重富文書同日由比重富次郎宛少弐頼尚感状併照。）。

肥後国永吉庄内山田城の場合、少弐氏の所領内に設営された城にその代官が常駐し、附近の与力する在地領主を主力として軍事集団を形成するという方式をとっており（該項参照）、この原田庄内の原田城も山田城と同様に、少弐氏の筑前における最も重要な本領内に筑城され、それを少弐氏の一族、若党等が、同氏支持の領主層を背景に維持経営するという、共通の方式をとっていたものと推測される。

この原田城は原田氏の故地の中心地にあつたと目され、失地回復を企図する種直跡の対原田氏政策の上からも、原田庄経営の立場からも、またひいては筑前における少弐氏の守護権力保持乃至拡充の立場からいっても、最も重要な軍事的拠点であつたといつてよい。

原田庄周辺には鎌倉時代以来少弐氏の守護管轄下にあつて、筑前国の有力御家人として知られた中村・榊・青木・野介等の諸氏が存在し、南北朝内乱期にも引続いて少弐氏の支配下にあつてその軍事的基盤をなしており、原田氏一族に対する支配と懐柔も、此等諸氏の存在と勢力を媒介として行なわれたろう。

これらの諸施策の結果、鎌倉時代を通じておおむね原田一族は少弐氏の支配下に潜伏していたし、南北朝内乱期に入つても少弐氏を強力に支持する原田一族の存在をみるのである。然し、南北朝内乱は原田氏一族に、少弐氏の羈絆からの脱却、および原田庄やその周辺の故地回復にこよなき機会を与える事となつた。

建武二（一三三五）年閏十月、原田孫次郎種遠は雷山千如寺の山野以下を押領して狩獵を行ない、同寺衆徒から訴えられている（大悲王大書院文書）。既に現地において、伝統的在地勢力として非合法的実力支配を推し進めていた。暦応三（一三四〇）年になると、原田氏一族はその内部において南北両朝への、それぞれ系属を異にする対立を明確にしており、同年三月深江孫次郎種長は新田禪師に与同して深江・片山両村を焼払い、一貴山寺に楯籠り、一色・少弐の命を受け

た重富正高・中村保らの攻撃をうけている(中村文書同三日一色範氏感状、重富文書同三月日重富正高軍忠状)。同年六月、少貳頼尚は菊池武敏等を討とうとして肥後に発向したが、原田種長はその隙をうかがつて原田庄に打ち入り、少貳氏の本拠を攪乱している(中村文書同八日少貳頼尚)。このように、筑前国内における南軍与同の原田氏一族の存在は、少貳氏の南軍攻撃の戦略的立場から言つても、或はまた本拠地筑前経営の立場から言つても、すこぶる脅威的な存在であつたといえる。

種直跡の原田氏一族は少貳氏の代々にわたる守護管轄下に、その伝統的支配をうけていたのであるが、依然土着勢力として存在し、族的分布を挙げ、在地の生産関係の発展に密着しながらその領主制を展開し、少貳氏の間接的支配に比較して一層直接的であり、それが南北朝の動乱を契機として、一族内部の分裂およびその南北両朝への系属対立を背景に、南軍与同の立場をとつて領主制の拡充をはかる一族が出現して頑強な抵抗分子に転化し、少貳氏の筑前支配を内部から基底的におびやかす事となつたのである。

少貳氏の守護支配が最も行き届いていた筑前においても、その支配は在地の基底部にまで及ぶような徹底したものでなく、その内部には守護権力をおびやかす反抗分子をほらみ、危機の激化にともなつてその不安定性を露呈するものであつたといえる。

5 上座郡 同郡の所領については、文和二(二三三三)年十二月二十五日、尊氏が大夫氏時の所領宗像社本家米を同社大宮司氏正に宛行つたのにもなつて、氏時にその替所として、武藤豊前入道跡の肥後国隈牟田庄東庄と共に、武藤左藤門入道崇覚并頼尚跡を与えており、上座郡内に少貳氏の本宗および一族の所領が存在していた事が判明するが、所在地・規模その他一切不明である(大夫文書)。

ただ上座郡には蒙古合戦勲功賞として筑前国早良郡七隈郷と共に孔子配分された長淵荘があり、貞経の本領注文その他の史料には見えないけれども、経資あたりが勲功賞として長淵荘に配分でもうけていたのが、分割伝領され、たま〜大夫文書に崇覚・頼尚跡として現われたのではなからうか。

右の崇覚については正確な断定はできないが、筑後国史三十四系譜小伝に伝うる、少弐経資の子「貞資加茂左衛門尉法名崇覚」に当るのではあるまいか（武藤系図同人条は加茂を資茂と誤植している）。経資の勲功賞に、或は上座郡内の地があつて、崇覚がそれを伝領したのではないかとの推測も、崇覚を経資の子貞資と比定し得た事によつて一歩確実性に近づいたものといえよう。

因みに、比志島文書弘安九（二二八）年閏十二月二十八日の恩賞注文によると、経資の蒙古合戦勲功賞には筑前国三宅小郷預所職（註）があり、盛資には筑前国療病寺井同国極楽寺地頭職、経平には景資跡の肥前国那久野（名護屋）村地頭職が与えられている。

なおまた、弘安八年の岩門合戦に惣領経資側に与した少弐氏一族は、同合戦後、右の蒙古合戦勲功賞、および次の岩門合戦勲功によつてその所領・所職を拡大した。武藤四郎右衛門尉盛資が筑後国竹井庄領家職を得ているのはその例である。反面、経資に対して「篡嫡」の反乱に与した与党一族はそのため所領を没収された。武藤四郎左衛門尉が筑前国下座郡内燈油田畠を没収されているのはその例である（三、豊前。国一参照）。

6、鞍手郡 筑前国鞍手郡に關係した少弐氏一族に武藤肥前守某がある。醍醐寺文書（文和三年）卯月十日一色直氏宛足利尊氏御内書・同七月十日足利義詮御判御教書によると、京都六条八幡宮領筑前国鞍手郡武恒・犬丸兩名に対して武藤肥前守・開田佐渡次郎以下の輩が濫妨して神要闕怠し、同宮雑掌の訴えによつて、尊氏は一色直氏に下地を雑掌に交付するよう命じている。

文和三（一三五四）年の、この武藤肥前守・開田佐渡次郎の六条八幡宮領に対する侵害は尊氏―直氏の命を排除し、現地においてしつように続行され、南北朝時代の相つぐ戦乱の中で、事実上の支配権は彼等の掌中に握られていた。

延文四（一三五九）年八月、足利義詮が少弐頼尚に武恒・犬丸・石松名等に対する軍勢の濫妨を止めさせ（同文書同一日足利義詮御判御教書）、同年十二月、再び軍勢等の預所と称して避け進めないのを止め、下地を雑掌に沙汰付けさせているのは、如実にこの事を立証している（同十二月七日足利義詮御判御教書）。

武藤肥前守の実名は不明であるが、北肥戦誌、歴代鎮西要略、『姓氏家系大辞典』等が伝える馬場肥前守経貞か、その系統が或はこれに近いのではないかと思われる。高野山文書五卷二〇八号粥田庄諸郷麦目録注進状案に、「本庄馬場殿御所内四町一段廿歩」とあるのは、この推定に或程度の確実性を附与するようである。

即ち、武藤馬場氏は鞍手郡内の金剛三昧院領粥田庄の本庄（香井田村本城）に「御所」＝地頭屋敷をもつて領主制展開の拠点をすえていたのである。注進状案から察するに、武藤馬場氏の門田門畠は相当に広大であつたようである。応永初年、少武氏の守護代宗氏の粥田庄に対する押領が明確化しており（高野山文書五、卷一七四号）、文明年間に入ると少武氏、宗氏は同庄一円を押領するに至つているが（同上二七五、一七六、一八四、一八五、一八六、一八九、馬場殿の存在が少武氏本宗の同庄押領に対して否定的であつたとは思えない。少武氏の押領は、このような族的分布の核を手掛りにして実質的支配に転化していったものと思われる。

武藤馬場氏がいかにして鞍手郡内に所領をもつようになったのかは不明であるが、鎌倉初期「筑前国鞍手領」が源頼朝の支配下にあつた事は（吾妻鏡文治三、年十月廿六日）、頼朝と武藤資頼の私的関係を考えると、少武氏の鞍手郡内の所領伝領について暗示的である。深江家文書貞和二（二三四六）年六月十二日高師直奉書によると、開田佐渡二郎は肥前国高来東郷加津佐村半分を料所として預け置かれており、そのためか北肥戦誌^{卷二}は同人の系属地を肥前にしているが、開田氏の本拠は筑前国鞍手郡とするのが正しかろう。

相良家文書康永二（一三三三）年十一月二十二日覚英代注進状の一節に、畠山義頭の違乱を除かんとして開田出羽守の頓野の代官から円日房を申下し云々とあり、また深江家文書貞和七（一三五二）年五月日安富泰重申状によると、「筑前国頓野村羽守跡」開田出とあつて、開田氏の所領が鞍手郡の中でも生産力の高かつたと思われる頓野村にあつた事は確実で、開田佐渡次郎と同出羽守とは、少なくとも同族であろうから、開田佐渡次郎の武藤肥前守と結んだ濫妨は、以上のような両氏の鞍手郡内における在地領主としての生長に由るものであろう（因みに、開田出羽守の所領は日向国吉田にも散在していた。相良家文書之一、

号一九）。

麻生文書文和四（二三五）年十月二十一日一色範氏宛行状によると、麻生五郎宗光にあて、筑前国青木大膳亮跡田地肆拾町、同国賀伊田次郎五郎跡田地參拾町地頭職を勲功賞として宛行つてゐる。賀伊田次郎五郎は開田佐渡次郎と或は同一人物か、乃至同族と認められ、地頭職の規模が三十町を下らないものであつた事は確かである。併記された青木氏は鎌倉以来の有力な筑前御家人であり、少弐氏の有力与力人であつた所からすると（麻生文書延文四年四月廿一日足利義詮下文 併参照）、開田氏も青木氏に匹敵する御家人ではなかつたかとも考えられる。少弐氏の有力与力人であつたことはいふ迄もないが、少弐氏本宗に対してはつきり被官化していたものかどうかは明証がない。

開田氏の出自については明らかでないが、武藤馬場氏と共同戦線を張つて鞍手郡内の京都六条八幡宮領を濫妨していること、開田出羽守の本拠が同郡頓野村にあつたこと、粥田―開田が普通することなどを併考すると、開田氏は粥田庄の開発領主の系譜に連なる在地領主で、鎌倉時代には筑前御家人となつていたのでないかと推測される（宗像社書目録に建武三年卯月八日の開田四郎女子跡御寄進状とあるが文書現存せず委細不明）。

7、嘉麻郡

(1) 立岩別符 立岩別符をめぐる武藤浄然と宇佐宮擬大官司清輔との争論は、同別符の初見史料である到津文書正和二（一三三三）年十月十二日鎮西探題北条政頭の下知状案に最も詳しい。清輔の言い分では、当別符は清輔重代の条、本家下知以下証文分明であるのに、浄然がこれを「押領」していた。神領興行法が出されたから糺付すべきである、というのである。

浄然子息経広は六月十四日請文で、宇佐宮前大官司公夏代公義並びに学頭神畔らの訴訟について尋ね下されたが、浄然の当別符不知行の子細を申しているから問題はない筈であると陳じている。ところが宇佐宮小松領雑掌浄心なる者が、徳治二（一三〇七）年十二月二十八日本所の下文を賜い当別符知行のところ、清輔らが浄然に対して掠め申すのは理由がないと申し立てた（到津文書元応元年十一月二日鎮西御教書案参照）。

このような経緯に対して鎮西探題は次の裁断を下した。即ち、正安三（一三〇一）年の浄然の陳状では、覚然・浄然父子二代知行数十年を経るの由を載せているから、浄然の立岩別符当知行は「顕然」である——この探題の解釈に随えば、先の経広の請文にいう、浄然の当別符不知行云々は、神領興行法の適用対象たる事をはぐらかすための言い遁れということになる——、興行法の主旨は武家被官の神領知行停止にあるから、浄然が事を浄心に譲り——事実関係はどのように簡単に割り切れるものではあるまい、清輔と同じ社家側陣営にある浄心が、神領侵犯をその領主制展開の必然的属性とする武藤浄然から「事を譲られ」たのも、興行法施行にともなう社家側内部の利害関係の不一致、および不一致を来す神官等の在地領主としての生長・競合が背景によこたわつていたからであろう——、神領興行の対象から遁避しようとして論じ申すのは無道であり、立岩別符の名々は社家に返付すべきものである、と。

浄然陳状によれば、武藤覚然・浄然の当別符知行が正和二年より数十年を遡るものであるというのであるから、かりに五十年で逆算しても弘長年間、六十年として建長年間からの知行になる。浄然陳状は興行法施行以前のものであるから、一応紛飾のないものとして扱われよう。覚然は宗像西郷の項で考えたように、資頼の子為頼、浄然は為頼の子経平と思われるから、武藤為頼の立岩別符における在地領主化の歩みは建長—弘長の間頃には既に認められることになる。

武藤為頼が関東下り衆の一族でありながら、右のように立岩別符においてその領主化の道を比較的容易にきり開き得たのは、雄族の重みもさる事ながら、別符自体の、「本郷・本荘に対する第二次的田地・荒野が別納の免判を得て半不輪領となつた出作・加納的形態」のものであるという本来的性格に根ざすものではあるまいか（②渡辺澄夫「西国荘佐宮領を中心として」西日本史学会創立十周年記念論文集）。

半世紀以上にわたる覚然・浄然の立岩別符当知行に対する神領返付の指示は、究極的には、在地封建領主化の道を急ぐ少弐氏一族の行手を、得宗およびその出先機関鎮西探題が、神恩報謝の名のもとに、あえなくも遮断する呈のもの

のであつた。淨然はおのが領主制の全構造をひつさげてこの指示を拒否した。宇佐宮擬大官司清輔代幸命は、淨然が神領興行の下知に背いて立岩別符在家を焼払つたと訴え、鎮西探題は合屋日向入道覚仏・八坂左衛門五郎入道々海に命じて、狼藉の次第を検見注進させている（到津文書正和二年十二月廿六日・同。正和三年三月十一日鎮西御教書案）。

当該紛争の結着を示す史料を欠くが、別稿で豊前・豊後の宇都宮・大友一族の場合を検証したように（鎮西探題と社会経済史学、二八卷三号）、興行法が全き勝利を得たとは考え難い。蒙古合戦恩賞地の配分に際して「為宗人々」（比志島文書弘安九年閏十二月廿八日注文）といわれた経平（淨然）およびその子経広が、同法を自己の領主化に対する深傷としてうけとめ乍ら、抗争の方向を探題討滅に探つたであろう事は想像に難くない。

ところで、先の幸命訴申の折、検見注進を命ぜられた合屋覚仏が、淨然は「古敵」であるからといつて請文を提出していいのは、覚然・淨然の領主制展開の側面に関して注目すべき事ようである。

合屋氏は宇佐大鏡に、平安末期粥田前武者所経遠の所領としてみえる、穂波郡内合屋（現、飯塚市幸袋町）に出づるものであろう。同地は鷲淵薬師堂応永五（一三九八）年戊寅閏四月五日の古鐘銘に、穂波郡合屋庄と見え（太宰管内志筑前之、十九穂波郡同堂条）、庄司の地名を遺すところから、鎌倉時代には既に一庄を形成していたのではないかと考えられる。恵良宏氏御教示の鹿兒島県大口市の高城文書写・薩藩旧記前編卷廿九によると、如何なる所縁に由るものかは不明であるが、南北朝時代に高城氏の所領が、合屋・目尾に散在している。

前記合屋日向入道覚仏は使節としての行動をしており、その名字地と併せて、同氏が筑前国の在地御家人である事は確かである。正任記文明十年十月十三日条によると、嘉麻郡下山田五町地合屋伊豆守、跡七町内、穂波郡榎本十町地合屋丹後守、跡十八町内、早良郡山門庄内五町地合屋五郎二、郎跡十町内、同五町地合屋五郎次、郎跡十町内等とあつて、合屋氏の族的繁延とその所領存在の一斑を知り得る。

このように在地性の強固な合屋氏に対し、淨然が「古敵」となつたのは、関東下り衆御家人の系譜たる淨然の領主

制展開が、伝統的在地御家人の權益侵害を一つの側面としてもつていた事を示すものと考えなくてはなるまい。

(2)その他 筑前国嘉麻郡内の所領については、貞経の本領注文には現われないが、頼尚の所領としては前表のように、河崎村が確かめられる。頼尚跡の嘉麻郡河崎村地頭職は、久原五郎跡の筑前国久原村、大穂又五郎跡の大穂村と共に幕府から宗像氏俊に与えられたもので、久原五郎は名字から判断して粕屋郡、大穂又五郎は宗像郡の在地領主で、共に少式頼尚の支配下にあつたものと思われる。

8、穂波郡 嘉麻郡に隣接する穂波郡にも少式氏一族の所領が分布していた。文和三(一三五四)年十二月、一色範氏が天満宮安楽寺和歌所に寄進した穂波郡国次名号豆田村 田地拾町地頭職は武藤豊前五郎興憲跡であり(大鳥居文書)、肥後の相良定頼、同庶子等に「為一色殿(範氏)御配分令拝領所領等注文」として、武藤大豆田小五郎跡の穂波郡内大豆田村田地式拾伍町があつて(相良家文書年次欠相良定頼並一族等所領注文)、穂波郡豆田村を中心にした少式氏一族の配置(所領の存在)が知られる。

また同郡内には、延文四(一三五九)年四月、麻生次郎三郎長阿が足利義詮から宛行われた勲功賞に武藤次郎跡の同郡枝国田地式拾町がある(麻生古証文古書類写)。

9、筑前国 その他 以上の外、筑前国内における少式氏一族の所領として管見に入るものに、那珂郡諸岡別符がある。足利尊氏は二階堂行雄に勲功の賞として、貞和二(一三四六)年後九月、参河国重原荘内平(牛)田下切馬渡小林参簡村地頭職と共に、武藤新左衛門尉法師跡の諸岡別符を宛行っている(二階堂文書)。

康安二(一三六二)年十月二十日、少式冬資は榊右衛門次郎に筑前早良郡内の鳥飼五郎跡鳥飼村内田地式町、野介正智跡野介庄内田地参町、広渡跡同郡内田地壹町、時任孫太郎入道跡七隈内田地参町等の地頭職を兵糧料所として預け置いているが(榊文書)、この榊氏は早良郡内の、元寇以来の地頭御家人の家であるから(その後裔は現在、同氏発祥の福岡市大字四ヶにそのまま明法寺住職として居住)、冬資による同郡内の地の榊氏に対する預け置きは、筑前守護としての在

地武士組織のための預け置きであつて、単なる空手形ではなかつたろうから、逆に少貳氏本宗の早良郡内における広汎な権益の存在を想定してよからう。榊氏に対して冬資は先に自己の本領肥前与賀庄内の田地五町を給分として与えており(『補文書延文六年六月十一日少貳冬資宛行状』)、右の早良郡内の諸田地も或は本領に準ずる所領であつたかも知れない。

また、阿蘇文書建徳三(一三七七)年三月二十四日征西將軍宮令旨写に、「筑前国(早良郡)山門庄領家職武藤平井又次郎孫七跡」とあり、同文書天授元(一三七五)年十月十三日同令旨写に、「筑前国山門庄領家職平井跡」とある。同文書天授二年九月二日大宰駿河入道宛征西將軍宮令旨写では、山門郷の下地を社家雜掌に沙汰付けしよう命じている。右の文書は筑前国山門庄領家職を武藤平井又次郎孫七が所有していた事を示している。

武藤平井氏は経資の子盛氏から出た少貳氏中の宗徒の一族であり、山門庄を一拠点とした事が知られる。孫七の実名は分らないが、北肥戦誌卷之三には平井豊前守尚経や平井蔵人大夫資貞の軍事活動を記している。なお、大宰駿河入道の実名も比定し得ないが、少貳氏一族中の南軍に与していた者である事は明らかである。

註

- (3) 宗像神社所在阿弥陀經石追刻文中の寄進文にみえる地頭張氏および母王氏について、森克己博士は訂正宗像大官司系譜・宗像神社文書等によって、王氏は氏実の妻、張氏は氏実の子氏忠の妻として、王・張両氏は当時大宰府に居留した宗の豪商に相違ないといっておられる(『日宋貿易の研究』二五四頁)。これに対する長沼賢海氏の反論もあるが(『国際混血児』森博士の再論挙証)『日宋貿易史』地理八四卷四号)に従いたい。
- (4) 筑後国史、三十四、系譜小伝、六、大宰少貳系図は資頼の子として為頼を掲げ「武藤全之助、童名万歳丸」としている。さすれば為頼―木工助入道―覚然は同一人物である。

(5) 到津文書正和五(一一二六)年閏十月二日宇佐公宣下知状にみえる深水武藤三郎秋氏は武藤三郎能氏と同一人ではないかと思われる。なお、小山田文書四〇号文保三(一一三一九)年二月十四日鎮西御教書案に、豊前国野仲郷内田地五段の事についての訴人として深水権擬少官司高継がみえる。

(6) 昭和二年十月刊『糸島郡誌』には、原田種直の居館址として、大字東八幡宮の東約一町にあり、右は周囲に池ありしもの

如し、今は畠となれり^(五二)と伝え、その墓について、大字東八幡宮の東方林叢中に碑石あり、種直が墓なりと云い伝ふ、碑石損傷して明ならず^(五二)と伝えている。

(7) 資能の官途については、尊単分脈はじめ諸系図類に豊前守をあげて筑後守にふれていないが、豊前々司の文書は出光佐三氏現藏文書正嘉元年四月十四日六波羅施行状の宛名がその最後で、宗像神社文書正嘉元年七月十日以降筑後守である。この間に筑後守に任じたものと思われる。

(8) この筑前原田城は肥後原田城と紛らわしい。相良家文書興国二年壬四月廿八日相良祐長軍忠状案^{一〇}によると、興国元(一三四〇)年六月二十日、相良祐長は少貳頼尚の若党以下の楯籠る原田城に押寄せて合戦を挑み焼払っている。この原田城は筑前原田庄内のそれではなく、同文書一一一號、一二二號等という肥後国「八代庄原田」ではあるまいか。この原田城が筑前のそれであると、遠く肥後南軍の攻撃を受けたと解するのは当るまい。

(9) 原田氏に対して少貳氏は、直接に血縁的關係を結んでこれを掌握しようとしていたのではないかと思われる痕跡がある。太平記卷十五少貳菊池合戦事に、少貳貞経の婿として原田対馬守がみえているが、文学的虚構とのみ片づけられないように思う。

(10) 南北朝時代原田一族の筑前深江氏について、糸島郡二丈村深江の藤崎マリ子氏所藏文書があるけれども(水崎雄文氏の御示教による)、南北朝時代關係分はみな写してあり史料吟味の必要もあるので本文記述に含ませなかった。

なお、鎮西探題北条英時誅伐の折、筑後国の原田氏一族である三原九郎種昭がその軍忠状に「原田大夫種直五代孫子」^(三原元弘三年)とたからかに自称しているのも、鎌倉時代原田氏一族のおかれていた立場と鎮西探題―鎌倉幕府に対する姿勢とを窺わせる。

(11) 京都醍醐寺の子院円光院の末寺領に筑前国三宅寺があり、領家は僧寿円、寛治五(一〇九一)年に末寺として寄進したもので田敷五十町、寺家への年貢は三十石であった^(『醍醐寺雜事』記二四頁)。本文の筑前国三宅小郷は、或いはこれと關係ないものであろうか。

(12) 南北朝時代立岩別符を濫发了と伝えられ^(到津文書觀応二年七月)宇佐宮寺卅七ヶ条^(小山田文書康)で「筑前国立岩事依有由緒、内山田五郎当知行」と伝えられる内山田氏あたりが、当別符の開發主体に連なる在地領主ではなかったかと考えられる。

三、豊前国

1、豊前国と少弐景資 豊前国は鎌倉時代に少弐(武藤)氏が一時守護となっていた国であり、南北朝時代前半は少弐頼尚が同守護職にあり、同国は少弐氏の本拠地筑前に隣接し、その権益の扶植は他国に比べて遙かに容易であった。

資能の豊前守護職は寛喜二(一二三〇)年五月から弘安四(一二八二)年六月の戦死まで明証があり、その後、弘安七年二月備前守某が同国守護として現われるまで、何人が守護であったのか不明であるが(佐藤進一『鎌倉幕府守護制度の研究』一六四頁—一六五頁)資能の子景資が父と同じく豊前守の受領名を称し(武藤系図)、弘安八年霜月騒動の余波として、景資が兄経資に対して戦った岩門合戦の際、その支持基盤の最も重要な地域が豊前国であり、かつ後述のように、豊前国の在地領主が既に景資の被官人になつてゐる明証に接し得る点などを併せ考えると、資能の豊前国に有した諸権限は主として景資に引き継がれてゐたのではないかと推測され、豊前守護職についても、或は景資が引き継ぎ帯してゐたのではないかと想像も廻らされるが、景資敗死の弘安八年と、備前守某の豊前守護職所見弘安七年史料とが一年くい違つてゐるので、先ずは立証できない。

景資の所領で、史料上たま／＼明証あるものとしては、筑前国久重楽万地頭職、同国志登社地頭職十数町、肥前国那久野(名護屋)村地頭職、肥後国球磨郡永吉庄預所職(五、肥後国項参照)ぐらいであるが、景資の祖父資頼が「岩門、少卿(原田)種直跡三千七百町」を拝領したという武藤系図の所伝は、何か拠る所のある記事であろうから、これから一代しか隔てない景資の所領が、その間の分割相続を考慮に入れても相当広大であつたらう事は想像に難くない。原田種直の根拠地は筑前国那珂郡東郷岩門、怡土郡原田庄を中心とするもので、九州官軍の軍事的拠点として最重要視された岩門は(新御式目正嘉)三年二月九日、資頼から資能を経て景資に伝えられていたものであろう。

景資の勢力を支えた基盤を、比志島文書弘安九（一二八六）年閏十二月二十八日の恩賞注文についてみる限り、筑前国那珂東郷岩門、および同国小山田村を拠点とする金田六郎左衛門尉時通（姓から推して豊前国金田庄に有縁の人物かとも思われる）と豊前国を拠点とする兵庫馬三郎能範を二大支柱としていた。

後二者は宇佐郡高並村を本貫地とし、津布佐庄散在恒松名に地頭職を有していた宇佐系の高並氏で、経範・能範（法名妙願）の兄弟である（恵良宏「豊前国の鎌倉御家人」について（補遺）史創）。宇佐薬丸文書・宮成文書、肥前有浦文書、前掲比志島文書等によると、高並氏は豊前国佐野次郎丸・小犬丸・安吉・吉久・久光（下毛郡）、全得・得弘・得永・千万の各名、肥前国松浦庄内加々良島田在家、同甘木村等を有していた。

弘安八年の岩門合戦には、兄弟が景資の「被官人」であるところから、筑前における景資の有力被官であったかと思われる金田氏と共にこれに与党し、少弐氏惣領経資と戦つて、敗れた。

そのため右の所領は殆んど没収され（豊後、曾禰崎元一文書六号、大分県史料(9)第二部四二八頁）、正和の神領興行に際しては、能範（妙願）は、「御家人たるの上、出家の身なり」という理由で千万名を宇佐宮に返付させられている（拙稿「鎮西探題と神領興行法」社会経済史学二八卷三号）。この際、彼がかつて景資の被官で、岩門合戦に与党し、かつ敗北していたという事は決して有利ではなかつたようである。

ともあれ、少弐景資が在地宇佐系の御家人高並氏を被官にして豊前国内における権力機構の拡充を図ろうとしていた事は注目に値する。同時に、景資の誅滅によつてそれが壊滅した事は、守護職の改替と共に、少弐氏の豊前国における、以後の権益獲得（および擁護）の道を極めて困難なものにした。南北朝動乱期に入つてからの頼尚の豊前失地回復の念はそれだけ熾烈であつたに違いない。

右の岩門合戦は、中央幕府政界における御内人と御家人との対立抗争の激化した霜月騒動の地方的波及の一現象であるが、蒙古合戦を機として安達氏との共同意識を深め、鎮西御家人に対する軍事的統制力を強めた少弐景資の、兄

経資に対する嫡庶間の対立という形で顕現した。経資の有する鎮西支配に占める諸権限の景資による篡奪をその本質とする合戦である（拙稿「弘安八年筑前国岩門合戦について」九州史学第16号）。乱の結果は幕府の苦しんでいた恩賞地配分問題の解決に絶好の好餌を与える事となり、九州における得宗専制を一步前進させる事になるが、少弐氏一族自体に即してみれば、経資の惣領権の確立を見たような外観をとっているけれども、内部的な一族の淘汰は甚だしく、一族全体の動向からすれば、得宗の進出に対して一步後退弱化したものといえる。

2、企救郡吉田村（保）豊前国における少弐氏一族として史料上その存在を確かめ得るものに、企救郡吉田村を本拠とする武藤吉田氏がある。

吉田村は足立山塊の南麓、規矩郡の周防灘よりの地域に含まれ、現在、上吉田・中吉田・下吉田の大字が遺存している。

吉田村は、同村に関する主要史料である吉田村の氏社吉田神社の文書（北九州市小倉区平野氏孝氏所蔵）によると、南北朝以降主として吉田保（曆応三季十月日周防介某（大）を称しており、吉田庄を称している場合もある（正平十一年六月一進状その他）。また吉田郷といっている例もある（防長風土記注進案12一二二頁）。然し、鎌倉末期・南北朝初期の史料は概して吉田村を称している（平野文書元徳二年十一月十日。同日武藤崇観寄進状その他）。同一地域に対して保・庄・郷・村とも混用されているが、その形成の原初形態は、現存史料に徴する限り、吉田村とすべきであろう。

吉田村の形成は、後掲宗智申状に従えば、吉田氏「先祖開発の私領」であり、地頭職の実態としては、いわゆる一村地頭職のたぐいであろう。庄園領主の支配や既成在地領主の抵抗も少なく、入部開発の労苦に報われながら、比較的容易に在地領主化の道を切り開いていったものと推察される。少弐氏一族の中で開発の私領主を称するのはこの吉田氏だけである。

武藤系図（統群書類従第六輯上、三一八頁・三二二頁）によると

たい、というのである。

宗智の主旨は当知行の実の見込みの薄い堅志田郷の給付よりも、確実性のある本領吉田村総領職の宛行いを望んでいたようであり、建武期内乱を機とする庶子の総領職奪取の現象を示すものである。

平野文書⁽¹⁴⁾によると、崇観は元徳二（一二三〇）年十一月十一日、霜月御祭礼に裨畑四段廿を氏社に寄進し、元弘四（一二三五）年四月二十五日、宿願によつて、龍王宮・八幡宮、氏社等に神田を寄進している。

後者は寄進地分だけであるから吉田氏の所領の全貌を窺知し得るものではないが、崇観が三段、一段等の作人をふまえる所領経営を基礎にしていた事が知られる。その惣領職の規模もかなりの程度あつたらう。

吉田村は崇観の父定西^{宗頼}が開発領掌し來つた根本私領であるから下地進止権は最初からこれを所有していたらう。定西は崇観に惣領職を譲り、宗智に同村内田中名を譲つた。鎌倉時代末期迄は、宗智は崇観の惣領支配に従つていたのである。崇観は名主、作人に所領を分割耕作させ、年貢所當を収取するという所領の経営・支配を行なつていた。この体制が建武内乱の勃発と共にくずれ、宗智の惣領崇観に対する対抗と独立が政治情勢の変化に対応して明確になつたのである。

その後の崇観・宗智間の嫡庶関係がいかに展開していつたかを示す史料は全く管見に入らない。然し惣領崇観⁽¹⁵⁾による一族支配は建武内乱を契機として宗智に断ち切られたのであるから、惣領による再統制は不可能であつたとみてよく、両者恐らく南北両軍に系属してその対立を深めていつたと考えられる。

北肥戦誌^{卷之一、多々良浜合戦の事}および武藤系図によると、少弐貞経の宗徒の一族として、頼景の子、吉田小次郎景村を挙げており、景村は貞経と共に有智山に戦死している。吉田氏の庶子家頼景―景村が少弐氏本宗に属していた事は明らかである。吉田氏惣領家は北条氏殘党の蜂起に与して敗れ、庶子家は景村の有智山戦死を以て没落し、吉田氏は結局南北朝時代を出でない内に没落し去つたとみられる。吉田氏の後の吉田村はしばらく田原氏・松浦氏の權益が錯綜⁽¹⁷⁾し、

その後大内氏の支配下に漸次組み込まれていった〔防長風土記進案〕12一二二頁、明德三。
年八月三日水上山聚徒宛大内義弘寄進状。

3、京都郡黒田庄 現在の勝山町に所在する黒田庄は、大友文書観応二（一三五二）年十一月二日足利尊氏下文によると、頼尚跡の筑前遠賀庄、同宗像西郷と共に頼尚跡として大友氏泰に与えられ、文和三（一三五四）年二月十二日にはこの下文と観応二年十二月十九日の下文とに任せ、大友氏時に交付されている所から、頼尚の所領であつた事を認め得るものであるが、貞経の本領としては書上げられておらず、或いは頼尚の代になつてから、その豊前守護職帯任にともない新たに獲得していた所領であるかも知れないが、伝領、規模、収取関係、少弐氏の同庄に占める地位等々一切不明。

4、その他 豊前国内に頼尚の所領が右以外にも存在していた事は確実で、頼尚の子冬資が豊前仲津郡大豆俵村を筑前宗像神社に寄進している事からも逆推できる〔出光佐三氏現藏文書康安元年八月五日少弐冬資寄進状〕。また少弐頼尚の宗徒の家人饗庭弾正左衛門尉の所領が同じ豊前京都郡内苅田庄〔18〕にあり、これは先の黒田庄と共に、恐らく頼尚の豊前経営の基地であつたろ

う〔大友家文書録文和元年十一月廿二日足利義詮下文〕。

観応元（一三五〇）年十二月、一色範氏は宇都宮公景に元永弥次郎入道跡豊前国元永村、薩摩彦次郎跡肥後国岩野村、老岐弥八郎跡同国木葉村を武藤対馬左近将監入道跡豊前国（田川郡）伊加田庄と共に勲功の賞として宛行つてゐる。

伊加田（伊方）庄は、建久三（一一九二）年二月まで地頭貞種（大蔵氏カ）の所領であつたが、同人の貴界島、奥州追討不参の過愈によつて宇都宮氏に移つていたもので〔佐田〕、いかなる事情で武藤対馬左近将監入道が地頭職を得ていたものか明らかでない。宇都宮公景に対する同庄の宛行いは、事実上は安堵であろう。一色範氏が豊前における少弐頼尚の勢力を封殺するには、この種の安堵、宛行いが極めて有効な措置であつたに違いない。

武藤対馬左近将監入道は少弐氏一族で本宗頼尚を、豊前の在地領主元永弥次郎入道等と共に強力に支持するもので

あつたと目される。他の薩摩彦次郎、壹岐弥太郎も肥後国内にあつて頼尚を支持する在地領主と考えられる。少武氏も他の守護家と同様に、南北朝時代にはそれぞれ南北両朝に分属して、一族内部の深刻な分裂抗争を示しているが、その契機を明らかに示す史料には恵まれず、現象的に跡職給付の形から帰納して、若干の具体例を挙示し得るにすぎない。

豊前関係の少武氏一族の所領としては、右以外に、足利尊氏から大宰筑後左近将監資経が勲功の賞として伊予国津根庄内寒河村以下の替りに宛行われた長副村丸名地頭職があるが（筑紫古文書追加貞和五年七月二日足利尊氏下文案）、資経は頼尚（直冬方に与してはいなかつたとみえ、尊氏から勲功の賞として周防国摂津左近大夫跡羽野庄地頭職を宛行われている）（同上観応二年尊氏下）。長副村地頭職の給付も、尊氏の九州牽制策のための一布石であつたろう。

註

(13) 代数を中心に宗智申状と武藤系図とをスライドさせると、頼宗と資時との関係が問題になってくる。頼宗は吉田村（保）の開発領筆者であり、資時は始めて吉田を姓し同氏の事実上の始祖で、共に同一性格のものであるが、史料的にはこれ以上両者の関係を検証し得ない。

(14) 平野文書は『福岡県史料』第十輯に九点を収め、太宰管内志豊前之四企救郡の条にも一部引載している。九州大学九州文化史研究施設にその影写本を所蔵しており、本文は同本によつた。

(15) 筑後鷹尾神社文書建武二年十二月日預所某下文によると、筑後国瀬高別符田吉名の名主職を沙弥崇観に返付するよう直人名主等に命じているが、この崇観と豊前国吉田保の崇観とは別人であろうか。時代と法名が別人について同一である事は稀ではないからこの場合も断定はできないが、もし同一人とすれば、崇観の所領は企救郡吉田村を中心に同国仲津郡、および筑後国にも一部散在していた事になる。

(16) 吉田村（保）の相伝についても武藤吉田氏の史料は管見に入らない。平野文書には、吉田保竜王宮・八幡宮・氏社の三社神田台宅町参段を安堵した暦応三季十月日周防介書下、吉田村八幡宮敷地塩浜に関する貞和三年三月九日重家書下、吉田庄今倉元（名カ）を竜王宮に寄進した正平十一年六月一日左近将監忠広寄進状、三社神領宅町七段廿を安堵した永徳三年九月十日沙弥存忠・沙弥昌観連署書下等がある。

(17) 入江文書文和二年十一月六日田原正直護状によると、「此外豊前国吉田村者、為一紙御下文内難拜領、被下將軍家御書之間、避与松浦十郎左衛門尉持畢」とあり、大友家文書録には年次を欠く二月十五日田原豊前守貞広宛足利尊氏御判御教書があり、田原貞広に松浦持の所領豊前吉田村を領有せしめている。貞広は正平八年二月二日筑前針摺原で戦死しているから、吉田村は最初松浦持の領有であったものが、田原貞広に移り、貞広の戦死に伴って直貞に一時移っていたものが、再び松浦持に返ったと思われる。大友家文書録貞治二年七月十二日足利義詮下文案では、田原直貞にその吉田村の替所として豊後国安岐郷地頭職を宛行っている。

(18) 太宰管内志豊前之五京都郡菟田郷所収宇佐郡深水家文書および『大分県史料』(2)宇佐湯屋文書に建武三年八月十三日の三条直義(県史料は「真度直義」とする)感状案を収めており、この文書は形式からいって『大分県史料』の頭注がいうように「研究を要する」ものであるが、宇治合戦の際に軍忠を致した豊前の武士名があげられており、中に神田(菟田)一族がある。菟田の土着勢力として菟田一族がいた事は事実である。少武氏の豊前支配は、宗徒の家人饗庭氏による在地勢力の組織の成否にもかかっていたであろうし、確実な史料は欠くけれども、菟田庄に根拠をすえた饗庭氏が菟田一族の組織化に努力したであろう事は推測に難くない。

四、肥 前 国

1、佐嘉郡与賀庄

肥前国佐嘉郡与賀庄は治承四(一一八〇)年五月十一日の皇嘉門院九条兼実の妹聖子崇徳院皇后 仮名護状によ

ると、勝金剛院領以下の所領が兼実の長子良通に譲られていて、中に「ひせんよか」があり、皇嘉門院領であつたことが知られる。文治四(一一八八)年、良通が死去すると、同領は父兼実が管領し、兼実は元久元(一一〇四)年四月二十三日これをその女、宜秋門院任子に譲つた。任子の相続は兼実の孫道家への相伝の中継(一期相続)的性格をもつものであつた(竹内理三「日本荘園史」第(三十講)日本歴史一五一号)。

東福寺文書之一、九号建長二(一一五〇)年十一月日の藤原道家領処分状によれば、宜秋門院領肥前与賀庄は、道家からその末女で四条天皇の尚侍である尚侍殿(全子)に譲られている。その庄域については、『荘園志料』下巻二二二、二八頁

「今郡中下古賀、飯盛、田中、高太郎、厘外、相応諸村、蓋し是なり」と記している。

河上神社文書正応五（一二九二）年八月十六日河上宮造管用途支配惣田数注文によると、庄園分に与賀本庄百二十丁、与賀新庄六百丁が書き上げられており、又同文書によれば、与賀庄内の地頭と思しき与賀執行入道蓮宗が同荘内田地表町の神用毎年度別百文を正応五年以来難済して、河上社雜掌禪勝に訴えられ、鎮西探題北条英時から究済を命ぜられていた（元徳元年十二月廿五日鎮西下知状）。鎌倉時代の与賀庄は藤原家領で、河上神社が領家的立場にあつたと想定される。南北朝時代の同庄領家に関する史料はあるが（横岳家文書貞和二年七月、八日与賀本庄領家御教書）、河上神社との関係は不明。

少弐氏と与賀庄との関係は如何であろうか、これも極めて乏少な史料しか残っていないので十分な事は言えないが、以下若干の説明を試みてみたい。正平六（一三五二）年十二月、足利義詮は大友氏時に勲功の賞として、少弐頼尚跡の肥前国与賀庄と三浦介跡の豊後国高田庄を宛行つてゐる。同庄と少弐氏との関係を語る史料としては、文書年次の上から言えばこの大友文書が最も古いが、正平七年の貞経の本領注文に載せている所からすれば、頼尚の父貞経の代まで遡れるわけである。

貞和七（一三五二）年正月、大宰府安養院雜掌良賢は、筑前・肥前内の当知行散在寺領の安堵の下文を請うて、同正月二十三日足利直冬から安堵をうけているが、その散在寺領は、筑前国夜須庄内小田村、同粟田村内田畠八町、同国新開村、肥前国与賀庄田地七町、同国般若寺田畠七町、同国飯田村田畠八町である（大宰府神社文書、西高九ノ二十九）。

夜須庄は尊氏が貞経の戦死を悼んで安養院に寄進したものであるというが、安養院は武藤資頼がその檀越であつた寺と伝え（資頼の法号は安養院殿）、寺領も少弐氏代々の寄進、保護に負う所が多かつたと思われ、夜須庄・与賀庄は少なくとも貞経の本領の内であり、与賀庄に少弐氏が関係をもつようになったのは、資頼以降貞経以前の間とみてよからう。安養院雜掌良賢が寺領の安堵を直冬（頼尚）に請うたのは最も効果ある措置であつたと言つてよい。

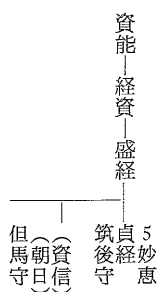
与賀庄に対する少弐氏本宗の支配様式は詳らかでないが、その相伝と所領規模について或程度の事が窺える。

延文六（一三六一）年六月十九日、頼尚の子冬資は、筑前御家人の系譜を引く同国早良郡の在地領主禰次郎に与賀庄内田地五町を給分として宛行い、在地武士の組織化に努力しているが（榊文、書）、この土地は少弐氏本宗伝来の本領の一部であつたらう。

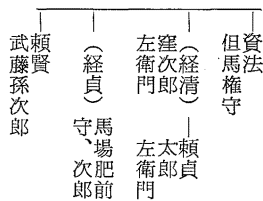
宇佐湯屋文書永徳二（二三八二）年五月三十日の少弐頼興（頼尚の孫）宛行状写によると、与賀庄内吉岡名拾貳町を豊前国下毛郡深水庄の深水修理亮に給分として宛行つており、これも頼興が貞経、頼尚・真資と代々相伝した与賀庄内の地を宛行つたものと思われる。また、正平二十四（一三六九）年十月五日、頼尚の子頼澄（南軍）は、天長地久当家繁昌を折つて、河上社燈油料として与賀庄内田地吉町余を寄進しており（河上神社文書）、これも貞経・頼尚を経て頼澄に相伝された与賀庄内の一部分であつたらうか。これら三史料を併せて遡源しても、貞経―頼尚相伝の本領与賀庄の規模が、決して少規模ではなかつた事が推測される。なおまた、与賀庄には少弐氏本宗の所領のみならず、一族の所領も存在しており、本宗との関係および本宗の所職についての類推の可能性を与える。

貞和六（一三五〇）年十一月、武藤久保太郎左衛門尉頼貞は、肥前国与賀庄内真富名五町三段三丈、同国佐嘉郡内安楽寺経藏免参町、畠地屋敷等の頼貞重代相伝当知行相違なき所の安堵を請うて、同十二月十三日足利直冬から安堵をうけている（横岳家文書、『佐賀県史料』集成』第六卷一六四頁）。

頼貞は武藤系図、尊卑分脈等には見えないけれども、『姓氏家系大辞典』（第二卷、三）に掲出する経清（横岳家文書には元弘三年十月十五日尊氏証判武藤左衛門次郎経清の着到状がある）の子頼貞である。



鎌倉・南北朝時代における少弐氏の所領（川添）



ここで確かめられる事柄は、武藤頼貞が本宗少弐頼尚の「いとこ」に当り、本宗の所領内、或いはその隣接地に重代相伝当知行の田地屋敷等を有し、観応擾乱の余波をうけて、九州でも各領主間の一族分裂の危機が深まったとみられる直冬の下向後も、頼尚方として直冬のために武芸の勇をなし、弓箭の面目を施していることである。同十一月武藤久保小次郎家経も同様に、肥前国佐嘉郡末永名内横大町老町、同口坪老町、佐嘉郡内河崎八段、河上村田畠屋敷、与賀本庄内惣公文職五町三段、同鎮守宮免田老町式段田畠屋敷等の安堵を請い、十二月十三日直冬の裏書証判を得ている。家経について系図上の所見はないが、恐らく頼貞の兄弟であろうと思われ、頼貞について述べた事はそのまま家経についてもあてはめられる。頼貞・家経が佐嘉郡与賀庄およびその近隣に有した所領・所職はその父経清に出づるものであり、更に言えば経清の父盛経にも遡り得るものである。少弐氏本宗盛経の与賀庄およびその近隣に有した所領・所職が、本宗貞経系、および経清系に分割相伝されたとみてよくはあるまいか。

少弐氏本宗の与賀庄に所有した所領・所職の実体については何等確かな事は言えないが、一族の頼貞・家経が与賀庄内に重代相伝した所領・所職の形態が、名主職（乃至地頭職）や惣公文職等荘園諸職を含み、庄内の公文らを支配していた事から推して、質的に左程逕庭のあるものとは思えない。ともあれ、与賀庄に即してみる限り、少弐氏一族が同庄内に相寄つて、伝統的在地領主として繁延し、同地域に所領を有する本宗の指揮下に、統一ある軍事行動をと

り得る態勢にあつた事は察知できる。

2、三根郡千栗 貞経の本領注文にみえるものであるが、貞経の資経に対する讓状(筑紫古文書)にも見えず、その他の諸史料にも、現在の管見の範囲では少弐氏関係の事項を探り出し得ない。

3、北高来郡伊早庄内小野村 貞和六年四月二十一日、足利直冬は白石大草野左衛門四郎通秀に宗像七郎跡同庄永野村内福久名三十町と共に同庄内武藤豊前々司入道跡十五町を宛行つている(橘中村文書)。武藤豊前々司入道が何人であるかその実名を知り得ないが(肥前国その他の項併照)、この武藤氏は直冬少弐頼尚と対抗関係にあり、同村の本主として同人またはその跡が存在していたことが知られる。

附、対馬島 佐藤進一博士が既に指摘しておられるように、少弐氏は対馬の守護として、対馬全島を一つの地頭職として所有していた(『鎌倉幕府守護制度の研究』一七八―一九頁)。その詳細については別稿に述べたのでそれに譲る(「南北朝時代における少弐氏の守護代について」史学25号)。ただ、頼尚が国衙職の一つたる大掾職を峯光家に補任をしていることから(三根郡御代々御判物写建武三年四月五日宗右入道宛少弐頼尚書下)、少弐氏宗氏にとつてかわられる以前の阿比留氏の在庁支配方式が遡源できるのではないかと推考され、また、少弐氏が阿比留氏の支配方式を踏襲して守護権力の内容とし、鎌倉時代から既に、一般的な守護職の規定では律し得られない島支配を行なつていたのではないかと考えられることを、附言しておきたい(宗家御判物写与良郡永仁五年八月十九日宗馬弥四郎宛盛経書下参照)。

五、肥 後 国

肥後国は鎌倉時代に少弐氏が守護職を有していた国ではなく、同国が九州南軍の拠点である所から、その戦略的重要性にかんがみ、建武年間少弐頼尚が守護に新補されたのである。頼尚が幕府方の肥後守護であつた証跡は、観応擾乱の直前迄である。

その間の肥後経営は主として軍事的な南軍攻撃に終始しており、着実な在地支配が行なわれていないような感がない。

頼尚の代に入りこの地に相当堅固な地盤を築き得た縁由の一つが、短期間とはいえ、景資の預所職支配にあつたことは認めてよからう。

すなわち、相良家文書之一、一六一号に収むる相良定頼并一族等所領注文に相良定頼分として「一所肥後国玖磨郡永吉庄半分(平)百七十五町口河左近允」とあるのがそれである。本注文は年次を欠くが、頼尚と對抗関係にあつた鎮西管領一色範氏の配分として「頼尚跡」と書き上げられているから、足利直冬が九州に下向して頼尚がこれに合体した観応元年以降の事実を示すものである。とにかく、永吉庄半分百七十五町が、一種の回復地として、いわゆる「宰府御領」といわれた頼尚の所領であるが、これは建武年間に頼尚が肥後守護に任じると同時に獲得した守護領であろう。

この守護領の経営は勿論頼尚の直接経営にかかるものではなく、常は代官新御領(永吉)平六入道宗昌の進退する所であり、肥後北軍の活動は、ためにこの代官の「注進」によって評価され、彼は肥後北軍の軍事活動を束ねるものであつた(以下、主として、相良家文書之一、八二号相良定頼申状案、一〇)。

頼尚軍の軍事拠点は永吉庄に築営された山田城で、当城には頼尚の代官が常備し、情況に応じて与力の軍勢、例えば税所宗田一族、或は相良定頼の親類・若党等が楯籠つて防備・防戦した。肥後北軍の「搦手大将」は頼尚の甥筑後彦次郎経尚であつた。

山田城は肥後北軍の最大拠点であつたから、南北両軍攻防の焦点となつて激しい奪回戦が展開されている。例えば、興国元(一二四〇)年三月、南軍の相良祐長・同経頼は頼尚代官の楯籠る山田城を攻めてこれを陥落させ、祐長がこれに楯籠るや、それをまた北軍の筑後経尚が強襲し、散々の合戦をとげて再び奪回するなど、山田城を回る攻防には激しいものがあつた(同文書一〇二号・一〇三号等併照)。

筑前を本拠とする肥後守護少式頼尚が南北朝前期、肥後経営に一応の成功を収めているのは、頼尚の側に即して言えば、最も有力な守護領内に軍事拠点を設営して軍事活動を展開した事にあるが、注目すべき事は、少なくとも与力

の軍勢に対しては、軍事指揮の面、および内戦遂行のための目的を、はつきり秩序付けていた事である。

建武五(一二三三)年八月の相良定頼申状案には(相良家文書之、八二二号)、大勢の南軍に対し、小勢を二分し、親類・若党を山田城に籠め置いて散々の防戦をした事を述べ、「是併云奉為上方(尊氏)、依為少府御領也」といい、税所宗円もまた同様の事を述べているのはこの事を明証するものである(同一二)。即ち防戦の忠は尊氏のためであり、かつまた頼尚の所領を全くするためであると確認されている。

勿論この意識は、尊氏―頼尚に対する一方的名分論で終始完結するものではない。「かせんなんとしたらん時は、くんこうをハなして申さすへし、身せはき物ハ、さやうの時こそひろくもなる事なれ」(相良家文書一二九号、延慶)という、鎌倉末期相良氏の惣領体制に内包された諸矛盾とその破綻を、動乱を契機にして收拾し、その所領を拡大せんとする極めて現実的な志向に裏打ちされたものである事は言う迄もない。が、ともあれこの段階では、頼尚の肥後経営は、守護領経営、軍事指揮を通じ、与力軍勢の意識面を整理し得ていたといえよう。

2、その他 肥後国内における頼尚の所領としては、別表のように山鹿郡山鹿庄(醍醐寺領)があり、尊氏が勲功の賞として樺山資久に宛行つたものである。頼尚の同庄における地位・経営等一切不明である。ただ同庄内に山鹿城を築営して肥後経営の一拠点にしていた事が判明する位であるが(徳永文書(延文四年九)、十月十九日少貳頼尚書状)、先の永吉庄―山田城とほぼ同様の事が山鹿庄―山鹿城について言えるのではなからうか。

頼尚は康永三(一三四四)年三月八日、肥後国八代庄(鎌倉時代藤原能保室領)内友知小北地頭職を阿蘇社造管料所として預け置き、同じく八代庄内法道寺村を、国家静謐、府衙繁栄を祈つて寄進しているから(阿蘇文書康永三年三月八日頼尚書下写)、八代庄にも何らかの権益を有していたものと思われる。

南北朝時代の守護権限の一つとして、闕所地を一時の恩賞として武士に預け置く限定的土地給与権があつたが、頼尚の肥後守護としてのそれにも、若干の例が知られる。即ち、詫摩郡六ヶ庄(鎌倉時代長講堂領)内上島弁房義公并彦

八（惟頼）跡を兵糧料所として宇治惟時に預け（阿蘇文書康永三年三月廿日少武頼尚預ケ状写）、肥後国下矢部村を同じく惟時に預けている上。貞和三（一三四七）年九月、相良定頼に肥後国太田郷萩原城料所として八代庄内百余町の地を預け置いているのは、（相良家文書）規模の広大さにおいて注目すべきものがあり、頼尚の八代庄内における既定の權益を前提にしないと理解できない。

少武氏一族としては武藤豊前入道が肥後国益城郡隈牟田庄（鎌倉時代、御宇多院領、歿喜光院領）東方に所領をもつていた。⁽²²⁾日向記所収伊東文書貞和六（一三五〇）年式月廿一日足利尊氏下文案によると、武藤豊前守入道跡 肥前国杵嶋三分一百柒拾町を勲功の賞として伊東氏祐に宛行つているが、この武藤豊前守入道は右の武藤豊前入道と同一人としてよからう。少武氏一族の所領所有が広大である事を証している。大鳥居文書文和三（一三五四）年十二月十七日一色範氏寄進状にみえる、筑前国穂波郡国次名^{号豆}田村田地拾町地頭職の所有者であつた武藤豊前五郎入道興恵とも、或は同一人ではなからうか。もし同一人とすれば、少武氏一族としての武藤豊前入道の所領所有が広大であると同時に、その所有の形態が散在的であつた事が知られる（肥前国^{3併照}）。

この外、武藤大和権守が天草志岐浦を領していたが（斑島文書観応三年十月一日一色範氏宛行状）、経資の子経時のあとが親経・経秀の親子共に大和守を称しているから（武藤系図）、或はこの系統の人物であらうか。頼尚と同である事は明らかである。

少武頼尚の鎮西下向直後頃と思われる建武五（一三三八）年三月、南軍の菊池武重は筑後に打出て弟武敏に会し、武藤資時と共に筑後石垣城に拠つたので、頼尚はこれを攻めているが、少武氏一族と思われる武藤資時が菊池軍にあり（小代文書同年三月十六日小代重宗軍忠状）、⁽²³⁾ 歴応二（一三三九）年十二月資時は菊池武敏と共に蜂起し、幕府は大夫氏泰に一族並びに肥前・豊後の軍勢を率いてこれを討たせている（大夫文書）。

この武藤資時に関して『征西將軍官譜』・『征西將軍官』は共に、頼尚の一族にて、頼尚との不和により、宮方となりしなるべし、と推定している。武藤系図にいう経資の子「資時^{備中権守肥後御船居住}」と関係があらう。因みに太宰府神社

文書觀底三（一三五二）年二月日安樂寺領注進目録に「筑前国（那珂郡カ）大利村内燈油田資時跡」の記載がある。この資時が同一人とすれば、南北朝動乱による少武氏の内部的な一族分裂以前の資時の所領を示すものといえよう。武藤資時流は肥後益城郡甘木庄内御船に所領をもち御船城に拠っていた。早くから惣領支配に対して独立的であつたとみえ、地縁の關係も加わつて南軍の菊池側に与していたと推察される。

阿蘇文書（正平三年）二月十五日宇治惟時宛五条頼元書状写に「先日於御船御所参会之時、申承候之条、日来之本意満足候^{○上}下略」とあつて、菊池に入る途中御船に將軍宮の御所が臨時に設けられていたと考えられ、同地は肥後南軍の重要拠点の一つであつた。興国六（一三四五）年十一月六日の恵良惟澄軍忠状写（^{上ノ一〇七}阿蘇家文書）によると同年十月十六日、北軍の少武氏一族筑後三郎がこの味木（甘木）庄御船城を攻撃している。

資時およびその系統は南北朝時代を通じて宮方（南軍）であつたらしい。永和三（一三七七）年八月十二日肥後国関前合戦で北軍の田原氏能は三舟少武二郎を討取つて今川了俊から感状を得ている。三舟少武二郎は肥後御船居住の資時の系統に属するものである（^{入江文書永和三年八月廿一日今川了俊感状}）。

以上のように、少武頼尚の肥後における所領の経営、およびそれを基礎にした軍事行動は極めて活潑であり、肥後の在地領主の政治的昂揚を大いに刺戟したものと推測される。

附、日向国 前述の肥後国永吉庄に引いた相良家文書年月日欠相良定頼并一族等所領注文に「一所 日向国真幸院引田式拾町頼尚跡」の記載があるけれども、委細不明。

註

(22) 大友文書文和二年十二月廿五日足利尊氏御判下文、この文書では地頭職になっているが、同文書貞治三年二月大友氏時当知行所領所職注進状では「肥後国隈牟田庄預所職付 千原、」と預所職になっている。森崎

六、小 結

はしがきで述べたように、少弐氏に関する残存史料の乏少さという根本的制約のため、些々たる所領関係の事実認識にも、多くの推測を累積しなければならなかつた。少弐氏の所領は、豊前武藤吉田氏・肥前武藤久保氏のような、若干のまとまりある史料をのこす一部の庶子家を除き、本宗以下殆んど南北朝時代の政治的・軍事的対立者側の史料に現われる「跡職」の形でしか把握できないため、系統的・構造的な理解に近づき難い。推論の過程における論証方法にも幾多の問題が残っているし、また確実な史料の出現を見れば過誤も正されようが、現在本文において検討し得た段階に立つて、いくらかのまとめと展望を試みておきたい。

(1)、少弐氏の所領の基幹をなした資頼の所領の規模・構造については不明というほかないが、岩門少卿原田種直の跡、筑前那珂東郷岩門と同国怡土郡原田庄など「三千七百町」を拝領したというのは、数字はともあれ、ほぼ信じてよいようである(北肥戦誌はその受給の年を建久二年とする)。想像を逞しくするならば、岩門は原田氏の軍事的拠点、原田庄はその経済的基盤であつたといえようか。鎌倉中末期怡土庄などに独立的中少名主の簇生をみることから、原田庄を含む怡土郡一帯は、当時の九州の他地方に比較して生産力の高い水田が開けていたものと推察される。

(2)、所領獲得の機会としては、他氏と同じく、諸内乱および元寇などがあつたと推測されるが、先づ第一に、資頼が原田種直跡の平家没官領を給与された事は、前述のようにほぼ確かである。平氏―原田種直の支配が国衙機構を通してのものであつたから、当然、種直跡をうけた資頼の所領には公領の比重が相当大きかつたと思われるが、その証跡は発見できない。

註 管崎八幡宮所蔵油座古文書写嘉元二(一二三〇四)年八月二日少弐盛経袖判大宰府守護所下文に、国安油座が原田少弐種直入道没官の跡で、鎌倉殿御分として少弐氏の奉行する所であるとのべているが、本文書はなお検討の余地があろう。

文治五（一一八九）年の奥州征伐（奥入）は、九州では薩摩北郷弁濟使日置兼秀や鹿児島郡司藤原康友（薩藩旧記前編一）など、所領給与の実例があり、九州における在地領主制の伸展に一時期を劃するが、少弐氏については、武藤系図、太宰少弐式系図筑後國史三十四系譜小伝六、歴代鎮西要略卷二、武藤、北肥戦誌卷之四、少弐など後世の編纂物は、資頼が奥入の功によつて出羽国（田川郡）大泉庄（長講）を得たとしている。正確な実証を得ないが、平氏家人武藤小次郎資頼が頼朝の「厚免」を得たのは、その故実の力もさる事ながら、奥州征伐が既に日程に上つていた時の事であり（吾妻鏡文治五年正月十日条、翌建久元年の頼朝の上洛に資頼が従つてゐることなどを併せれば、奥州従軍および「羽州地下管領」（同上文治月六）の恩賞に与り得たと、考えられなくもない。然し以後の事は一切不明である。

次に、承久合戦における肥前深堀氏、宝治合戦における肥後相良氏・薩摩渋谷氏のような勲功賞の証跡は見出し得ない。ようやく、蒙古合戦および岩門合戦の勲功賞を見得るが、これによつて経資の惣領権の確立をみたような外貌をとるけれども、少弐一族全体の立場からすれば、一族内部の血で血を洗う陶汰を代償とするものであり、得宗進出に對する一步後退を事の本質とする。

(3)、所領の獲得において、在地領主からの買得・押領の実例はみられないが、他の守護家の例から推して十分予想される。讓与の例は武藤覚然（為頼）の宗像社家氏忠の妻、宋人張氏における猶子関係の設定においてみた所であり、これは大友庶家田原氏と豊後田染庄の地頭曾禰崎氏との猶子関係を類想させる（渡辺澄夫「豊後大友氏の下向土着と嫡子相続制の問題」大分県地方史25号）。

(4)、守護勢力の重みによつて、在地領主との間に、地頭―地頭代の関係を範型とする封建関係の設定が行なわれた事は右の武藤覚然の場合から類推できる所であるが、少弐氏が対馬の守護―地頭として、守護代―地頭代宗氏を通じてその一円的支配を実現したのは―宗氏の島主支配へ転化するといえ―、その典型的なものといつてよく、大友、島津両氏にみられない特殊例である。

(5)、本宗および有力庶家所有の所領は広大であつたと推測されるが、地域的には散在所領であつて、大友、島津両

氏と逕庭のあるものではない。然し、少弐氏の惣地頭職に関する直接の史料は無い。一族庶家の所領は、中には一部広大であつたと思われるものもあるが、庄園諸職、ことに小地頭職の集積が通態であり、その集積の度合は一族相互の間に開きがあつた。所領所有の形態において、本宗、一族の間極めて多様であり一律には規定し難く、在地領主との對抗関係を通じて実現される領主化の道も、おのおのの型に規定されて多様であつた。一族庶子の在地領主化の動向が史料的に検証できるのは承久年間からであり、武藤吉田氏のように元寇を機として土着した一族もあるが、少弐氏一族の多くは元寇以前、資頼の下向後程を経ないうちに分給の所領に土着しているとみてよからう。

(6)、所領の内容は、庄・郷・村・名の各地頭職など、庄郷の地頭職を主とし、預所職・公文職などの庄園諸職にわたつてゐる。大友氏の豊後国在国司職・検非違所、惣追捕使職・税所職等「五職兼帯」にみられるような国衙諸職を帯びていた証跡はみられないが、少弐氏の大宰府機構に占めた地位から考えて、国衙諸職の踏襲受給は当然予想される所である。

(7)、資頼以降貞経に至る鎌倉時代の間、所領相統の方法は、当代社会共通の分割相統制であり、一族支配の体制も、鎌倉武士団の基本的体制たる、子弟を分封し散在所領を支配するという惣領制にあつた事も勿論である。筑前宗像領や肥前与賀庄の場合のように、本宗の近くに一族庶子が存在しているのは、惣領支配体制による庶子の領主化を示すものであるが、本宗各代について分割の規模、惣領支配の実態を具さに導出する事は困難であり、この点大友・島津両氏との構造差の比較は容易でない。

少弐氏本宗における単独相統制への移行の問題は如何であろう。大友氏の場合、貞宗の時に単独相統制にふみ切つているが(渡辺氏前掲)、少弐氏の場合も単独相統制の方向をとつたと目され、その時期は貞宗とほぼ時代を同じくする貞経および頼尚の代の間ではなかつたかと思ふ。弘安以降少弐氏の守護国の減少およびそれに伴う諸權益の減少は、頼尚の代に至り、単独相統制への転換によつて、権力機構の再編強化をみ(一部庶子家の反抗を捨象するものではな

い）、かつての大宰府守護所総轄者たるの栄光を、再び望み見得る事となつた。然しその事がひいては九州探題との対立を深化させたものといえる。

(8)、鎌倉、南北朝時代の少弐氏の重要な経済的基盤に、職権・所縁に即した対外貿易による利益追求、それに基づく錢貨流通面の把握などの側面があり、土地と得分に帰属する所領とこの点を不可分に把握して少弐氏の領国支配の構造を考うべきであろう。

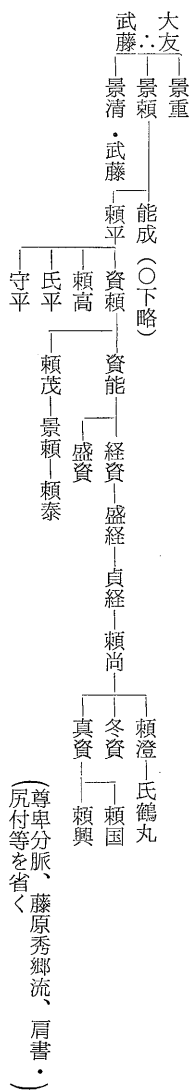
(9)、以上の所論から明らかのように、少弐氏の所領経営を「惣領鎮西下向、庶子配分」の支配方式とする瀬野精一郎氏の見解は、基本的・原初的（鎌倉時代）には妥当な見解といえる（「鎮西における東国御家人」）。少弐氏一族の筑前・筑後・豊前・肥前・肥後等にわたる、広汎な族の分布に由る血縁関係の稀薄化、所領の分散性に基礎付けられた分布地域での在地領主としてのおのの独自の発展は、少弐氏本宗の一族統制の羈絆を絶ち切る結果をもたらした。その危機は岩門合戦で第一次の激発をみ、南北朝時代に入ると、南北両朝に対立分属して、その族の分裂は恒久化し、九州探題・幕府、南軍（官方）の少弐氏全体に対する分裂攪乱の政策を一層有利なものにした。少弐氏の「職」支配に対する依存度の強さ、所領所有の構造的不安定性は、右の政治的、軍事的危機と契入し合つて、少弐氏の領国支配の基礎をゆさぶつた。

(10)、少弐氏の所領が主として北九州（筑前）に集中している事は、おおまかにいつて、北九州の庄園が辺境型に属する南九州庄園に対して畿内型に属する庄園の型を基礎としているため（竹内理三「九州の歴史研——九州の歴史研——この点、収取機構、生産技術、領主経営の実体、労働編成等々幾多の比較検討を必要とするが、九州内部にあつては生産力の高い地域にある事を意味している。庄園領主の支配が間接的である事、東国にみられるような伝統的に強固な族的結合をもつた豪族の存在をみない事、元寇による幕府権力を背景とする土着化の推進等の諸事情と相まち、北九州に散在所住している一族の封建領主化への道は、個別的には在地領主とのそれぞれの対抗関係を経るものではあつたにせよ、南

九州の場合のような困難性は比較的にななかつたろう。

然し、このように生産力の条件に恵まれ、かつ貿易の利を追求する条件にも恵まれながら、大友、島津よりも早く没落し去つたのは何故であろうか。——先づ、少弐氏の行政官僚的性格は、その所領所有の構造的な不安定性と相まち、在地から遊離する支配の傾向を本来的に具有していたと考えられる。最も致命的であつたのは、九州支配の中心たる鎮西探題、特に九州探題と競合対立を余儀なくせざるを得ない位置にあり、結局、永和元（一三七五）年本宗の冬資が九州探題今川了俊に誘殺された事である。そのため一族の領主化も中心を失なつて、いよいよ孤立的、分散的になつた。在地領主の被官化工作の諸事実や守護領の形成など、守護大名への成長の努力を一概に否定し去るものではないが、貿易の利（鎌倉前期の海寇禁庄をてことする貿易権の把持から、南北朝時代に入つては、むしろ倭寇諸勢力を基盤にふまえて）ようとしていたようである。に過重に依存していた事は、自らの地道な守護大名への成長をさまざまに併有していた。室町、戦国時代にかけての大内氏の北九州進出に対して、対馬宗氏を背景に、しばしば内陸反攻を試みながらも、つまるところは帰るべき巢を失なつた渡り鳥に終らざるを得なかつたのである。本稿が鎌倉、南北朝時代を主題とする理由もここにある。（昭和三十六年六月稿、同四十年八月補訂）

少弐氏系図



鎌倉・南北朝時代における少弐氏の所領（川添）